明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. VIII. August, 1905.
VOL. XVIII.

監獄協會雜誌

明治三十八年
第拾八卷
第八號
監獄協會發行

八月二十日發行

每月一回二十日發行

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第十八卷第七號）（明治三十八年七月二十日發行）（每月一回二十日發行）

第十八卷第八號目次

○論　說……（一頁）
●米國視察談（六月本會茶話會）……印南於菟吉
○講　話……（一七頁）
●臺灣監獄談（續）……手島兵次郎
○寄　書……（二七頁）
●誦で司法大臣閣下の訓示を拗す……春雨生
●副典獄を置くべし……鵞毛生
●偶感……の生
●監獄の新藥をかなしみて……冷骨
○統　計……（三四頁）
●明治三十八年六月末日現在全國在監員監獄別表
●明治三十八年六月末日現在全國囚人刑名別表
●明治三十八年六月末日現在全國囚人罪名別表
○出獄人保護及感化事業……（三九頁）
●三池保護會
●大阪市の貧民教育
○雜　錄……（四二頁）
●北遊雜記……進藤正直
●八王子女監の過去及現在の狀況（承前）……女生
●米國アイチソア州巡立の模範監獄一般の狀況
●再び貴族の參觀
●重罪犯人の特典放免
●訴訟事件の減少
●樺太の人口と罪人
●不用物品の利用に就て
●鹿兒島女子興業學校の近況
●小川事務官の談片
●元警察監獄學校教師を弔慰す
○地方通信……（六三頁）
○叙任辭令……（六六頁）

第十八卷第七號目次

○論　說……一頁
監獄の精神病
○寄　書……四三頁
監獄衞生に就て
廣東より
○統　計……五〇頁
明治三十八年五月末日現在全國在監人員監獄別
明治三十八年五月末日現在全國囚人刑名別表
明治三十八年五月末日現在全國囚人罪名別表
明治三十八年五月末日現在全國在監人員表
○雜　錄……五五頁
明治三十七年假出獄成蹟
假出獄者及停止人員表
小河監獄事務官の出發
白耳義の監獄制度（承前）
○監獄協會記事……七二頁
茶話會

監獄協會雜誌第拾八卷第八號　（明治三十八年八月二十日發行）

論說

米國視察談

（於六月本會茶話會）

印南於菟吉君

諸君、今日は此茶話會に於て私が亞米利加を騷遊して參つた所の結果を報告しろと云ふことでありまして、此機會に於てお話して見たいと思ひます、諸君に向つて何か向ふのお土產話をするのは私の義務であるとは深く信じて居りますが、何分にも向ふに滯在の時日も短かく、且又私の齎した所謂土產と稱するものは既に小河さんなり留岡君に依て既に御承知になつて居ることゝ信じますから一向諸君のお聞を汚すほどの面白いお話を申上げることの出來ないのは私の甚だ遺憾とする所であります、此點は深く御斷りを致して置きます。

昔ロードリットンの言はれた言葉に羅馬に行つた者は馬鹿でも田舍に居る所の馬鹿よりも多少勝つて居ると言はれました、成るほど如何にも其通りであつて、私は羅馬ならぬ亞米利加へ參りましたが實は亞米利加と云ふ國は甚だ行政の不統一

なる國であつて監獄制度なども或は我邦の模範とするには足らぬかと信じて居たのでしたが、然るに事實に就て亞米利加の獄制を段々調べて見ると調べて見れば見るほど其趣味の深きを覺へて甚だ昔日日本に居て考へたことの愚なることを悟つたのであります、我邦に居た時にも多少亞米利加の獄制を研究しなかつたのではない、併し其研究は唯書物或は報告書に就て研究することの甚だ効能の薄いことを悟つて自分の所信の誤れることを今更恥かしく思ふやうな次第であります、先づ以て亞米利加の獄制に就て一概に申しますれば極く不統一不完全のものと言はなければならぬが併し亞米利加の監獄は諸君も御承知でございませうが、極く良い監獄のある代り一方に又極端に惡るい監獄がある、此點は大に研究の價値ある所で米國監獄改良事業の殆ど世界に比類なき所以も亦茲に胚胎して居ることであらうと信じます御承知の通り亞米利加は近年西班牙との戰爭に依て獲得したる新領土を除いて本國丈で四十五州と三箇所の領地より成立つて居る所の共和國で其四十八箇國各別々に獨立の監獄制度を持つて居る、然かのみならず近年に至りまして此五六年前に合衆國政府の監獄と云ふものが出來たので之を合せると四十九になる、其四十九箇所の監獄は各異彩を放つて兎に角善かれ惡かれ制度を異にして居るのであつて、到底今茲に概括して亞米利加の獄制をお話することはチヨット私には出來兼るのであります、且又一州に於きましても例へば紐育州なりマサチユセツツ州若くはメリーランドなりの各州に於ても少くとも一つの州監獄があり或は二箇所三箇所ある州もあつて其箇所毎に罪囚の處遇方法を異にして居るのであつて、例へば紐育州のシングシング監獄へ行つて見て同じ州のオーボルンの監獄を想像しやうとしてもオーボルンにはオーボルン丈の一の監獄があつて又其システムを異にして居ると云ふやうなことで、夫等の州監獄を合せれば合衆國内丈で百三十有餘ほどあるさうである、さうして此百三十餘の監獄が各獨立のシステムを持つて居るのであるからとても統一してお話することは私のみならず歐羅巴から來た有名な刑事學者なども言つて居る通り、とても亞米利加全體に付て監獄制度を統一して話すことは事實不可能であると申しましたが實に其通りであります、之に反して英吉利などは御承知の如く一つの監獄を見れば最早他の監獄を見るに及ばぬと云ふやうに極く統一的になつて居りますが亞米利加はそれと正反對になつて居ります、それで先づ監獄の大小の區分から申しますれば重罪囚は多く州監獄に拘禁されて居るのでありまして、其州監獄の下に郡監獄と云ふものがある、其郡監獄には刑事被告人若くは輕罪囚を拘禁する所に充てられて居るので、其郡監獄は例へば紐育州丈で申しますれば二十七箇所あつて州監獄は三箇所あります、其外紐育州には二つの精神病監があつて其一つはマッテワンと云ふハトゾン河の上流に位する所にありますが、其所には刑事被告人中若くは犯罪前に

精神病者の疑ある者を拘禁してあるのであつて、それから少し北の方に參りましてタンネバラに又一の精神病監がある、其所には既決囚の精神病者を拘禁してある、さう云ふ風に二つに分轄されて居る、それから此タンネバラの近傍に一つの感化監獄があります、唯今お話したシングシングとオーボルンの州監獄と右の三つと都合此五つが紐育州の監獄局の支配に屬して居るのであります、紐育州には特別に監獄局なるものが存在して居る、是は後にお話しますが、監獄局の存在しない州が澤山あるのであります、それで先づ大體を御話して見ると州監獄と輕罪監との二つに分れて居る、所で此州監獄なり輕罪監獄の典獄は如何なる人を以て任命するかと申しますれば、是又一樣にはお話は出來ないが、極く東の方面の例へば紐育州とかマサチユーセツツ或はヒラデルヒヤとかは勿論有數なる監獄官吏の中から撰擇して典獄に任命することの習慣に今日はなつて居りますが、併ながら南の方の部分或は西海岸に屬する多くの州に於ては典獄なる者は所謂政黨出身の者を以て充てゝ居る、例へば今日の大統領のルーズベルトかデモクラット黨と競爭をして勝つた時は其運動者が所謂一の御褒美として典獄の職を與へられるのである、又ルーズベルトが罷めてデモクラット黨の者と代ればデモクラット黨の運動者が典獄の職に就くやうに政黨の一つの餌となつて居るのである、是を向ふの言葉で云ひましたならば分捕制度と申しますが、如何にも其通りてあつて、大統領の交迭する毎に典獄の職が左右されるのであります、斯う云ふ政黨出身の典獄は行刑の事は勿論知る道理はないのであつて、且又政黨出身の者で自分の運動者を操縱して巧く馭して行く方法と囚人を馭する方法とは全く正反對で一方は活舞臺に出て運動をするに反して行刑の事は比較的極くじみの仕事であるから到底さふ云ふ者は行刑思想のないことは明かである、で彼等政黨出身の典獄はどう云ふ事をして居るかと云ふと、始終部下に事務を委ねて居つて自分は盲ら剣を押して居るに過ぎすして唯年度の終に至つて果して監獄の收入はどれ丈增加して經費がどれ丈減じだと云ふことを見て、巧く收入と支出の平均を取つて所謂豫算通り金を使用して其以上に出さぬやうにすればそれで以て能事了れりと爲して居る、即ち會計を巧くやる典獄が一番巧妙なる典獄として崇められて居るのである、例へば成る丈食料を減して囚徒に食はせる、或は殘りの麵麭を計算して本年はどれ丈剩つたとか云ふことをして成る丈支出を少くして得々乎として居る者が極く適任なりと認められて居る典獄である、それが爲に今日亞米利加に於ける典獄に關係ある有數の識者は憤慨してとても此制度では亞米利加に於ける監獄制度の改良は出來るものでない、監獄の目的は所謂囚人の改良に存することであつて、決して經濟のみではない、成るほど經濟も大に是は國家の社會改革として顧みなければならぬが、一に經濟のみに依る所の典獄ではとても今日の漸次進歩しつゝある

行刑思想を代表して眞に監獄の目的を達することが出來ぬと云ふことを毎年開かれる監獄會議へ提出して始終社會民衆を鼓舞激勵して居る、其結果として此政黨出身の典獄を選むと云ふことは今日に始つたことではない實に亞米利加獨立戰爭以來の古い慣習であつてナカ〳〵容易に打破することが出來ないのであるけれども時々刻々監獄會議なるものが之に向つて其弊害を痛論したるが爲に、幸にも此四五年前よりして所謂亞米利加に於ける最も良制度と稱せられる感化監獄に於ては少くとも典獄はさう云ふ政黨出身の者はとても今日の進歩しつゝある亞米利加唯一の感化制度の代表者として其地位に置くことは出來ぬと云ふことの決議をして、實際に於ては感化監獄には政黨出身者を全く就職せしめ得ざるやうな功績を奏したのであります、其一二例を擧げて申しますれば諸君の耳に能く這入つて居る御承知のブロックウエー先生がエルマイラの監獄を退かれて後典獄となつた人は誰かと云ふと副典獄のロバートと云ふ人であります、此ロバートと云ふ人が退いてから誰が來たかと云ふと、マサチユセツツのコンコルド監獄の典獄ジヨセフスコツトと云ふ人が命せられて典獄の職に就いて居る、此スコツトと云ふ人もナカ〳〵感心の人でありまして實はコンコルドの監獄を創設して今日世界に於て有名なるコンコルドの感化監獄と稱せられるに至りました所以は全く此スコツト氏の力に依るのであつてスコツト氏は數年來コンコルドに於て典獄として其俸給も三千五百弗を取つて居つたのであります、併ながらエルマイラに來てからは却て下級の俸給で參つたのであります、それにも拘らず自分は非常に名譽として居るそれは何故かと云へば、亞米利加の進歩したる所の監獄は何處かと云へば所謂エルマイラのレフオメトリーが最も亞米利加の進歩したる監獄を代表したる一の制度であると云ふことをスコツト氏は知つて居りますから此亞米利加の所謂代表監獄の典獄たることは頗る名譽あることとして遙々紐育州からの招聘に應じて喜んで來たやうな次第である、且又此エルマイラへ來ましたことに付ては非常に名譽として居ると云ふは、外かの監獄は政黨出身のボンクラ者が多いのである、然るに此紐育州のエルマイラレフオメトリーで此良典獄を得たと云ふのを紐育州の知事が他の者に向つて誇つて居るのである、議員などに對しても此度我州に於てマサチユセツツのコンコルドの典獄のスコツトを得たと云ふのは實に我州が亞米利加の外の州に先んじて監獄改良に熱心なることが分るであらうと云つて常に知事が議員に語つて居る次第であります、それを以て見てもスコツトの名望の甚だ赫灼たることは明かであると思はれるのですそれからモウ一つ監獄の弊害は郡監獄であります、此郡監獄には勿論典獄の職も特別に設けられて居るものもありますが、郡長が典獄の職を兼て居る所もあるので、此郡長は一向行刑思想などを有たぬ人であつて、唯四人を多く拘禁して置くことを圖つて居る、何が故にさう云ふ事を

努めるかと云ふと、其囚人の拘禁費は郡長の收入になるのである、郡長は囚人一人に付て二十錢なら二十錢を其州の費用から取立てることが出來るから、成る丈自分の收入の多からんことを希望して囚人を多く拘禁して置くことを圖つて居る、此制度に至つては殆ど言語同斷の話でとても我邦の人などには想像も出來ぬほど不規律亂暴を極めて居るのである。

先づ監獄の大小の區別は右のやうでありまして其監督はどう云ふ風にして居るかと云へば今紐育州のチョット例を申上げました通り州に監獄局なるものがあつて其監獄局が監督して居る所は最も進歩したる方面であります、又進歩して居ない方面に於きましては各監獄に監督員なる者が存在して其監督員が監督するのみであつて別に州内に監獄局なるものは置いてないのである、それが爲に一向各州に於ける各監獄の行刑の統一を圖ることは出來ない結果になつて居る、且又郡監獄は益々不規律亂暴を極める有樣になつて居るので、畢竟是は行刑事務の不統一から胚胎して居ると思はれる、で此二三年前より監獄會議に於きましては監獄監督の統一を鼓舞して居るのであります、亞米利加合衆國の統一が出來なければ少くとも各州に於て州廳の内に監獄局を置いて統一しなければ到底亞米利加に於ける監獄の弊害を救ふことは出來ぬと云ふことを監獄會議で議決して有識の政治家なりに其事を勸誘して居るのであります、併し此事は漸次勢力を得て終には各州監獄局を設置するに至るであらうと思ひます、

それから致しまして合衆國政府の囚人とは如何云ふものであるかと申しますれば合衆國政府の下には御承知でもございませうが所謂陸軍省とか海軍省とか内務省とか農商務省とか云ふやうなものは合衆國政府で統一されて居りますが、普通の刑事上の狀態は總て各州知事に任せてあるので、唯合衆國政府に於て取扱つて居るのは度量衡違犯或は紙幣貨幣僞造變造の罪或は陸海軍に屬する所の犯罪とか云ふやうなものが合衆國の犯罪となつて居つて其他の犯罪は各州に於ける法律上の犯罪となつて居る、而して政府の監獄には此種類の囚人を拘禁して居るのであります。

監獄の有樣を概括して申せばさう云ふ風になつて居りますが、又一面之を監獄制度の上から見ましたならば凡そ四つに別つことが出來るのである、其第一は所謂分房制である、第二は雜居制、第三は感化制度、第四は賃貸制度、先づ概括して申せば此四つに別つことが出來る、此制度に就て順を逐ふて少しくお話して見たいと思ひます。

第一に分房制度であります、是は亞米利加に於きましてはヒラデルヒヤに在る所の東邦監獄丈であります、其外の監獄は皆雜居制になつて居つて一つも分房制はない、此東邦監獄と云ふは諸君は歷史上でも御承知になつて居りませうが、是が即ち亞米利加のみならず歐羅巴各國に於ける分房制の嚆矢であるので、此監獄の

建築された當時に於ては佛蘭西なり英吉利なり其他の歐羅巴諸國から委員を派遣して特に此分房監獄を視察研究せしめた所の有名なる歷史上の監獄であります、成るほど私も此東邦監獄へ參りまして一週間程費しまして能く見て廻りましたが、如何にも昔に於ては立派の監獄であつたに相違ないのであります、誰でもヒラデルヒヤへお出でになる方は必ず東邦監獄を見舞はなければならぬやうな一の古蹟監獄のやうになつて居る、此監獄は千八百二十九年(今を去ること七十五年前)に建築された監獄でありましてヒラデルヒヤ市の北の方に當つて居りまして接續して居る所にあるのであります、彼所に參りますれば直ぐ眼に付く高い塀がある、三十二丈ほどある石塀があつて二十「エーカー」ほどの廣い土地を有して居る其大きな頑固な石で取廻はされて居る建物があるので誰でも行けば直ぐ分る、實に其所へ行つて見ると唯其高い石塀を見たばかりでもゾットする位で、フエヤマウントアビニウと云ふ方に門があつて其邊へ行くと如何にも陰氣な死刑にでも處せられるやうな心持をして其門を這入らなければならぬやうに頑固に石で高く聳へて居る門がある、其門を這入ると丁度中央に巢鴨若くは小菅と同じやうに中門があつて、其中門を這入つて行くと矢張あう云ふ風に放射形になつた監房翼があります、其放射形が十條ほどに別れて居つて中央が看視所になつて居る、さうして又各房の後方には運動場が出來て居つて、房の總數が七百二十房ほどあるが、私の參りました時には囚人の數が男囚が千七十九人其外に十八人ほど女囚が居りました、それを以て見ても千九十七人に對して僅かに房數が七百二十ではとても悉皆分房に拘禁することは出來ない、是で以て既に分房制なるものは事實破壞されて居ると謂ふことが分かる、此頃に至つては千人を降つたことはないのと謂ふ事ですが如何にも分房制と云ふは殆ど名のみにして、中には一房中に二人を拘禁せさるを得ぬやうになつて居る、であるから此監獄は分房とは申しますものゝ唯名のみであつて眞に分房の目的は達して居らないので、前には囚人が運動場に出る時は覆面を被ぶつて出ることになつて居たさうでありますが私の行きました年の初から此覆面を取ることになつたさうであります、で分房の趣旨は一面緩和されたのであつて、今日亞米利加に於ける分房制は殆と失敗に了つて嚴格に云へば分房制は一もないと云はなければならぬやうな有樣になつて居ります、此處の監獄の支配はどう云ふ風になつて居るかと云ふと、五人の監督委員が居て其監督委員なる者は俸給も何も貰つて居らないので唯每日監獄へ出て來て始終囚人を訪問しなければならぬことになつて居る、典獄は規則の上では每日各監房を訪問することになつて居りますが、事實每日は到底出來ないので近頃は僅か二週間に一回しか訪問しないと典獄が云つて居りました、看守はどの位で此監獄を支配して居るかと云ふと看守長看守を合せて四十六人であります、此四十六人と云ふ數は如何にも私

は僅少の數であると思つたが、成るほど段々色々の戒護監督の有樣を見るに四十六人で充分であることを悟つたのであります、此四十六人中三十六人は所謂普通看守で六人が夜警看守になつて居る、それから四人が看守長であります、さうして此看守の採用法は三十五歲以下の者で何か職業を一つ知つて居る者から採用することになつて居る、で初めて採用された者はどう云ふ所へ廻されるかと云ふと、所謂夜警看守になるのであつて年俸六百五十弗を受ける、それから進んで日勤看守になるので此日勤看守の中にも六百五十弗の者もあるが六百五十弗以上千二百弗まで行けることになつて居る、其增俸の割合は五年勤續すると九百弗になりそれが又十年經つと千百弗になり十五年經つと千百五十弗二十年經つと千二百弗と云ふやうに漸次年數さへ經てば昇級させる方法になつて居る、さうして晝勤看守は朝の六時から夕の六時半まで夜勤看守は夕七時から朝六時までとなつて居つて夜勤看守は六人であるが四人を日勤看守から繰合せて詰り十人の看守で夜警をして居るのであります、因人は御承知の通り分房でありますから皆工場へ出て製作をするのでない、其種類は靴工であるとか編物工とか凡そ十種類ほどあるが、此作業の事に就て私の一番驚きましたのは兎に角千百名ほど居る在監人中で二百六十名ほども全く不就役で居るのであります、其中には病監へ這入つて居る者も多少はありませうが、病監に這入つて居る者は私の見ました所では二十名內外と思ひましたが、假に三十名と致した所が二百三十名は全く遊んで居るのである、何故に此の如く監獄の最大目的たる作業をさせずに彼等を遊ばして置くかと申しますると、そこは亞米利加の一の大なる缺點であつて、到る處民業と競爭の聲が非常に盛んでありまして、法律で此ヒラデルヒヤ州に於ける監獄は監獄內若くは其他の慈善團体に交付する所の物品を製作する作業を授けるより外許さぬので、若し其以外の作業を授ける場合に於ては各州に於ける上下兩院の協贊を經なければならぬことになつて居る、それが爲に此二百幾名は遂に不就役の已むを得ざる境遇になつて居るので、是は一概に典獄の失策と云ふ譯には往かぬのであります、それから其因人の作業の工錢はどうなつて居るかと申しますれば、此作業の課程は此所では勿論定つて居りますが、其課程の定め方が丁度因人が自分で衣食をする丈の賃金を取れる丈の作業が課程になつて居る、其以外に作業を爲した者に就ては其工錢の半額を給與することになつて居る、此又因人の作業より得たる收益はどう云ふ風に處分するかと云へば此處の一つ妙なのは課程丈の製作物品から得た工錢は皆其因人を押送して來た所の原籍府縣の郡へやつて仕舞ふのである、又課程外の作業より得た工錢の半分はどうするかと云ふと是も合せて因人の押送を爲したる郡へやつて仕舞ふのである、詰り押送をした郡は各因人の總ての收益の全部を得る譯である、それで足りない場合はどうするかと云へば、其場合は各郡

がそれ丈の費用を出さなければならぬことになつて居るので、囚人の炊夫であるとか其他官廳の爲に使用する一人一日の工錢を二十錢の割に給與して居るので、二十錢丈が今日十箇年平均の衣食費である。勿論此中には官吏の俸給廳費などは除いてあつて全く薪炭瓦斯衣服及び食料丈の費用に充てるのでそれ丈の額を各郡へ送つて收益もなければ損もないやうな勘定になつて居る。

それから此典獄以下の任命の事をお話することを忘れましたが、此典獄敎誨師及び書記は監督委員が任命權を持つて居つて看守以下は典獄が任命權を持つて居る。先づ今日亞米利加に於ける分房制の事を概括して申せば右の如くであります。

茲で一つ私は特に申上げて置かなければならぬのは今より五年程前亡くなられた典獄のカシデーと云ふ人の事であります、此人は極く鋭敏透徹したる頭を持つて居る有名なる監獄學者であつたのであります、其カシデーの名は單り亞米利加のみならず歐羅巴へも響いて大分持囃された人であります、此人の功績は今にも遺つて居りますが、大分感心すべき色々看守の訓練法などを行つて居つたやうであります、此人はヒラデルヒヤの產であつて丁度千八百二十九年にヒラデルヒヤの此監獄を拵へた時に生れて千八百六十一年に看守を志願したのであるが、初めは大工であつて多少大工の素養ある所からして看守を志願した所が直ちに六百五十弗の夜警看守に採用された、それから翌年普通の日勤看守になつて千八百六十七年に看守長になつて千八百八十一年に丁度二十年程經つて初めて典獄になつて千九百年まで就職して居つた人であります、此人が亞米利加に於ける唯一の分房制の主論者であつて、いつもオーボルンシステムとか他の感化監獄のシステムを說くとそれに反對して、殆ど亞米利加全國の監獄學者なり實務家なりが擧つて感化制度でなければならぬと云ふ主張をするにも拘らず此人は一人で以てとても感化制度などはいけない、それは成ほどブロックウエーが發明したのでブロックウエーに對しては何等の恩怨もない寧ろ其人物を偉なりとして崇めなければならぬが、併しブロックウエーの感化制度は徹頭徹尾行刑の處置を誤つて居るのである、どうしても此行刑思想は根底を罪惡から豫防することに置かなければならぬ、隨て其罪惡の傳播を防ぐことに重きを置かなければならぬと云ふことを確信して徹頭徹尾死に至るまで分房制の必要なることを主張して、勿論大工の出身で初めは行刑思想などはなかつたでありませうが晩年に及んでは有ゆる歐羅巴の書物を涉獵して常に歐羅巴に於ける學者と交通をして、此人は獨逸語も佛蘭西語も出來るので歐羅巴の學者と相並んで亞米利加にける分房制を主張して居たのであります、で此人の居る間は看守の訓練などは每週二回宛行はれて大に宜かつたやうでありますが、此人が亡くなつてから分房制なるものは頓に地に落ちるやうな有樣になつたので、之を以て見ても實に制度よりも人の勢力と云ふものの必要なることが

分ると思ひます。

それから第二には雜居制であります、是は御承知の通り監獄は工場に雜居して夜間分房制を採つて居る、是は亞米利加に於ける監獄の殆ど全部はさうなつて居りますが、其中少しく此頃になつて模樣を變へたのは同じ夜間分房制度であつても餘ほど其間に感化主義が加つて來て餘ほど感化監獄じみた有樣になつて來た、是は又別に機會がございましたらお話して見ますが、次に感化監獄の事を尙精しくお話したいと思ひます。

此感化監獄なるものは此頃に於きましては大分亞米利加各州に出來て其數殆ど二十箇所以上もありませう、餘ほど此頃に至つては勢力を普及して來たのであります、是が所謂ブロックウエーの考案に基く一つのシステムになつて居る、此來歷をチヨットお話して置いた方が便利と思ひますから、少しく古い所に溯りまして沿革をお話し致したう御座ります。

（以下次號）

講話

○臺灣監獄談（續）

臺灣總督府法務課長　手島兵次郎君

是で略ぼ臺灣の監獄は以前おかしなものであつて稍や斯う云ふ所へ出てお話するに付ても幾分か安心して餘り見ともなくない丈のことになつたと云ふ狀況があるのでありまして此囚徒は二十九年に於きまして六、七百人それから漸次增して來まして三十六年では四千四十人、是は一日平均です、是は罪人が殖へたやうにチヨット見へますけれども、それは勿論法令が澤山布かれて違反の條項が多くなりますから罪人が殖へるのでありますが、實は三十四年までと云ふものは臺灣は御承知の通り土匪の世の中でありまして、警察官は兵隊同樣に土匪征伐をやつて居る、とてもさう云ふ事の起りました時は强窃盜などをいぢつて居るやうなことは出來ないので、又土匪は捉めたら罪人としてどう云ふ處分を爲して居るかと云ふと、是は最初三十一年頃は土匪處罰令が行はれませぬから强盜で處して居つた、人を殺傷しない以上は如何なる大きな財產を取つてもドンナ團體が起りましても

一揆が起つても之を處罰するのに強盜若くは放火の罪として居つた、然るに餘り猖獗を極めまする爲に現行の土匪處罰令が出て一切首を斬る、殺す燒く取ると云ふことは何れの事をしても無論下手人はやるが附和隨行した者と雖ども一點物を取るとか燒くとか云ふことがあれば悉く其連類は大小の罪を問はないで死刑に處すると云ふ緊急勅令が出ましてビシ〳〵片付け始めた、さうして捉つて來る者は、戰爭と見做して途中でやられた者もありましたらうが、先づ騷きの時に潛つて逃げた者で後に捉つた者が裁判所へ來るのでありますが、さう云ふ者でも多い時は千人以上も死刑に處したのであります、それで無期徒刑とか强盜で十年十二年位の刑になりますと實は此內に這入らなければならぬので、今日尙ほ千人から五百人の無期徒刑から有期徒刑が居なければならぬのでありますが、さう云ふ奴は一切首を刎ねて仕舞ひましたから隨て夫等の數が少なく見へる、所謂さう云ふ土匪丈を除けまして法令が緻密になり土匪の方の手が隙いて普通の市街の警察が發達して參るに隨つて漸次多くなつて僅か七八年の歲月に四千以上になつた是を比例して見まするとの死亡は以前の監獄が如何にも惡かつたと云ふことが見へるのでございまして、現に臺北監獄の如き寫眞で御覽に入れゝば今日はお目に懸ける丈の餘打があるか知りませぬが、昨年引移りまするまでの狀況は八疊の間に多きは二十人、二十三四人も容れなければ仕方ないと云ふやうなことが起りまして、さう云ふ時には入口に金の横棒があるそれに足を掛けて仰向けに寢て身體を半分出して足を上へ立てゝ居る、どの隅を見てもさう云ふ有樣で、自然監獄の狹隘から來す又光線の採り方も惡いと云ふやうなところから色々の死亡者が起りまして人數の少ない時代ほど割合に餘計死亡者を出して居る、百分比例で初めの如きは百人中四十八人幾らと云ふ死亡者であつた、それが漸次二十人臺十人臺に落ちて來まして三十三年以來是は內地と比較してどの位の比例に當るか知れませぬが、兎に角今日では百分の四十死んだのが今日では百分の三と云ふやうに變化して參つたのであります、それから次にある逃走の如きも最初は非常に不完然なる監獄で仕事場と云へば野原にも出してやる狀態であつたから非常に逃走が多くつて新築前には七八十名もあつた尤も幾らか減つた時代もありましたが殆ど三十四年に監獄の一部分の建築が出來た以來は三十名二十名と云ふやうに減つて來て愈々外で働くのは耕作とか煉化燒位で僅か昨年以來六人しかないことになりました、是等を以て見ても以前臺灣の監獄が衞生なり取締の上に於きましてナカ〳〵骨の折れた狀況が見へるので今日は寧ろ骨を折らぬで逃走が少ないと云ふてよい、それから暴動の如きも三十一年前まではヒドイものであつたさうですが、是等は殆ど數として擧げることはむつかしいほどになつて居ります、三十二年あたりからでさへも二十七人四十六人の者が大騷ぎして隨分獄吏にして斬殺された者もあるの

でありますが、是等も殆ど減りまして三十六年は一回位のことであります、昨年あたりは聞かぬのであります、又特赦だの假出獄に付ては先刻もお話を承りましたが、餘程御研究になつて居つて其結果として定めしよいことでありませうが、是はさう古いのが溜つて居りませぬから刑期から申しても何分の一などと云ふ歩合も出ないものもありますからさう云ふ割合がございませぬ、次に死刑でありますが、是は先程申しましたやうな土匪の關係でまだ三十六年あたりにも一年に百二十人位あつて千人もありました當時は平均して三監獄で毎日一人位やつて居る有樣でありますから、內地の十年分位に當ります慥か私が東京に二年ほど居りました時に一年に東京控訴院丈で十一人の死刑であつたと思ひます、ソンナやうなことで人口の十五倍もある內地で却て反比例に十五分の一位しかない、百と一位にしか當らないので是は臺灣では如何なる看守でも執行に立會はぬ者はない位で是は或考から申せば非常に酷であつたのでありますが土匪處分令の發布以來段々減りまして、昨年の統計は玆に持ちませぬが先づ新たなる事實として死刑を科するやうな者は五つか六つで其他は古疵を持つた土匪が現れて處せられた位のもので稍や本年よりは內地同樣の歩調にしやうと思つて居ります、假に玆には臺灣の人口から割出して最も多くあつた時代の犯罪人と人口との比例が出してございますが、一人半になつて居る、と云つて何も臺灣が內地に比して犯罪人が少ないと云ふことはまだ〳〵以て斷定は出來ないのでございまして、法令が內地の數だけ行つてありませぬのと轉居者が內地のやうに精密に分らないからそこまでまだ機關が整はないところよりして是を比較して罪人が多い少ないと云ふことは標準にならぬのであります、是は先づ大體今日までの經過でございますが、此囚徒の模樣と云ふことに付きましてはモ少し二三の興味ある話があるのでございまして、是はどこが囚徒取扱上に於て異つて居るかと云ふと、最も取扱上困難をするを爲に非常に內地監獄と設備の違ひまする點は言語の關係である、啞や聾が番人して居りましては何を話しても分らないので看守の如き下級の者と雖ども語に通して居る者がございませぬければ如何なる事を通謀されても一向分らぬので、古い時代に一夜の內に五六十名の囚人が暴動を起したと云ふやうなことは全く言語の關係で馬鹿野郎と云はれても分らないで立つて居ると云ふことで、一つさう云ふ事をして見て默つて居れば、何云つても分らないと云ふところから種々の企をした、それが爲に通譯を置きまして多少の便を得ましたけれども誠に判任官の通譯は僅かのもので所謂監獄普通の事務を處して行く上に監獄外の常人と接したり或は監獄へ這入つて來る者を訊問するとか云やうな極めて臺灣語として續いて喋らなければならぬと云ふ時に用ひますので、工場に於きまして懶けるなとかあちら向けとか云ふやうなことには通譯は使つて居らぬのです、そこで言語の關係を

付けなければならぬと云ふので現在は教科書的に總て監獄内で凡そ使ひ得るやうな用語を會話に編みまして通譯が教師となり看守が生徒となつて毎日出勤前三十分宛稽古をする、二課事務の如きは別して直接するのでありますから其本を一冊宛渡して時々試驗して是に對しては俸給手當の外に土語兼習手當と云ふものを與へまして、少しく片言が喋べれゝは一圓二圓三圓四圓五圓と段々に此金を上げて行きまして舌と耳とを鍛練させて居る、此事が大分能く行渡りまして、之に依て逃走を防ぐことも出來又教へ示すことも出來るやうになつて、今日では看守中で手當を貰つて居る人も隨分居り又普通唯チョットした用を辨する位では手當が貰へないのでありますが、此準備の中にある者は多少皆言語を解することが出來まして、或は一面には臺灣人に對してこちらから臺灣語を以て命令をし或は日本語で話して臺灣人に日本語の分るやうにしたら色々の工風をして言語の關係上大變統御して行くことが樂になつた、又た一つは是は餘計あることでありませぬから全班は推せませぬが今日までの逃走者の模樣です、是は内地で見られない奇態な現象で、大罪人が割合に逃げないで小罪人が逃げる、私が法服を着ける位地に立ちましてから既に三年でありますが、いつも短期の奴が逃る而も八ケ月の刑期の者が七ケ月目位に外役にでも出しますると忽ち逃げる、是等は出るのを待兼て居る爲に逃げるのであるか、長期の者が餘り逃げたと云ふことは餘り聞かないで或は取締がうゝかりして居ると云ふことも御ざいませうけれども、如何に取締がうゝかりして居つても、最早刑期が殆ど盡きると云ふ頃に逃げるなどと云ふことはトテモ日本人にはないのであります、向ふ見ずと云はうか概して報告に依りますると短かい奴が逃げる、是は實に今日まで解し兼て居る次第であります、それから此表にはまだありませぬが時々縊死などがあります、それは監獄が出來上りましてから分房へ容れますると非常に苦むので、是は日本人よりも一層苦む、こゝらは彼等の平素の生活の然らしむる所でありませうが、日本人はこちらから參つて居るやうな者は別して獨身生活の者が多い左もなくて家族生活をして居るにしても家内の人數が少ないので夫婦丈ならば殆ど話も能くしたことはないと云ふ人も往々日本人にもありますが、臺灣人は一體に大家族で生活して、夜分は七人八人少くても五六名寄つて笛を吹くとか雜談するとかして一家團欒して樂むと云ふまでゝはありませぬが、兎に角賑かに暮して居る、であるから彼等は分家すると云ふことは好まないので故障のない限りは分家しない數代祖先を同うして居ると云ふので日本人で云へば從兄弟の又從兄弟になつて居る者まで寄つて一家を成してそれが五十人とか六十人とか云ふ大家族であれば其家は人望のある家だと他人に褒められると云ふ位でありますから、さう云ふ一所に集つて暮す習慣の者が一足飛に分房に容れられたら非常に苦痛と見へて往々分房内で泣いて居る、是なとは

日本人とはまるで違ふ所であります、詰り分房制度は或意味から云へば嚴し過きる又成績から云へば餘程こたへることになります、それからモウ一つ囚徒の模樣に付てお話申上げると內地にないもので云へば阿片令違犯です、阿片を飲みました者は是は誠に監獄の厄介者で、今日まで飲んで居た者が罪ありとして送られると飲めない爲に監獄へ來るまでに非常に苦んで弱る、此弱つた奴を引受けてさうして扱ひまする上に付ては數日間非常に監獄は手數を要する、所謂癘に陷るのである飲まなければ眼を明けて居られぬ、働が出來ない、日本の酒飲であれば幾ら好きで醉潰れの人間でも酒を飲まぬで居ると却て眞面目になるのでありますが、此阿片癘者と申す者は飲めば氣が確かになつて働ける、精神か興奮してはツきり物も言へれば愉快になる、それを飲むべき時に飲まないとまるで馬鹿のやうになる、そう云ふ人間が監獄に容れられるのは何よりの苦痛で、這入ると直ぐに酒煙草一切禁じられるので、幾ら金があつても飲めないので非常に苦痛を感じて其結果死人同樣になる、それで之に向つて獄則を適用して規律に從はせることは出來ない、いつでも此奴が來ると監獄は大病人を引受けた如き有樣でありまして常に困難する狀況であります、併ながら阿片令なるものは一面漸禁主義であつて古くから癖ある者に鑑札を渡して追々其人間の減るのを待つて臺灣の阿片飲者を絕つと云ふ方針になつて居りますが、本人も一時は辛いのでありますが監獄の世話が追々行屆いて初め粥を食はして置いて食はずに居れば腹が減つて本當に食物を食ひ始めるで十五日二十日と經過しますと其習慣から全く離れて死人の如くてあつたのが段々と恢復して來て食量が增すに隨つて體重が殖へて來ると云ふやうなことで賭博などで二三ケ月這入りますれば、阿片飲でありまするとまるで火箸に皮を着せたやうな有樣でやつて來るのが必ず能く肥へる、そこで監獄では斯う云ふてやる、阿片の害と云ふものは貴樣等身體を弱くするのである、日本人は阿片を飲まぬから此通り達者である、お前の身體を能く見ろ這入つた時は體量が幾らであつたがそれが今日では一貫二百目も增して居ると云ふと是を聽いて非常に喜んで錢も無い癖に高い阿片を飲んで困つて居つたが實に難有いどうして結構な斯う云ふことにして下さるだらうと云ふそこへ乘じて　陛下の御仁德を說いて聽かせるとか色々敎誨師の方では自分の立場から御德を說くことが多いのであります、が是は內地で見られないことで、私は監獄で初めは厄介であるが終りに愉快を感ずるといふことを各監獄で申して居りますが左もあることであると思ひます、私が最初判官で參りまして一度調べました者は臺灣で二三番目の財產家でありましたが、金で濟むことなら幾らでも出す、監獄へ容れられると阿片が飲めない爲に死んで仕舞ふと云ふて騷いだ者がある、而も是は非常に澤山に上等の阿片を飲んで居つた奴で、是が捕縛されて監獄へ入れられたら死ぬに違ひないと云ふので自

分も親族も罰金なら幾らでも出すからどうか監獄へ入れられないやうにと云つて歎願もし隨分騒いたのでありますが、實際阿片の患者などは寧ろ健康にして出してやることが出來るので、此時こそは五ケ月のものは八ケ月も命じた方がよいと云ふので八ケ月に處分したら最初は泣いてばかり居りましたが遂に其間に非常に體力が快復して、是は尤も五十歳以上でありましたが身體が立派になつたと云ふので出たら何か公共の事に寄附をしたいとか云ふて隨分此阿片に付ては監獄に於て奇談の多いのであります、餘り時間が經ちましたから尚ほも一つ第五段に近時行ひました笞刑に付て申上げて終らうと思ひます。（未　完）



寄　書

○謹で司法大臣閣下の訓示を抄す

春　雨　生

司法大臣閣下の典獄會議に於ける訓示演說は、新聞に、雜誌に、之を載せ、之を論せり。顧ふに社會の多方面に向ふて、斯業の思想を注入し、斯業の觀察を喚起したるは、火を見るよりも明か也。吾人之を斯業の末班に承くるものと雖も、恭しく上意を奉体して、常に拳々服膺せざるべからず。而して日夕捧讀拜誦するの必要あると同時に、又その綱領を分析して、之を靜思默視するの有益なるを信ず。敢て淺學薄識を顧みず、謹で茲に之を抄し、併て同人諸彦に質す。

（一）治獄の成績　軍國多事の難局に當り、獄制改良の着々進捗せる事實あるを認む。

そは、（大臣意向の下達）（典獄經驗の參酌）に源因し、

操縱節用の道、其宜しきに適ひたること。

且つ、典獄及部下の吏僚が、其職務に恪勤忠實なること。

に成功せるなり。

（二）監獄經濟の要義　二大綱目あり。

(1) 遇囚行刑の適實を期すべし。

(2) 作業收入の增加を計るの餘地あり。

そは、（イ）作業種類の撰擇
（ロ）施行の組織
（ハ）材料の購買
（ニ）市價の變動
（ホ）科程の輕重
（ヘ）工錢の標準
（ト）督勵指導の方法
等に就き一層愼重の注意を加ふるにあり

經費節約の目的は、收入增加と相待て、遇囚殊に給養に利用するを要す。是れ行刑の適實を期する所以。

（三）監獄官吏の養成訓練

(1) 學校出身看守長に對する實務の指導

(2) 一般官吏に對する養成訓練の普及

戰爭の吾人に教訓を與ふるもの、少からざる中に就き、特に、教育訓練の功の至大なるものあるを認め、茲に之を平和の戰爭に望む。

(四)獄務の統一敏活

(1) 司獄會議の利用

(イ) 列席官吏に典獄の意思を了解せしむること。

(ロ) 列席官吏をして獄務の全般に通曉し、主務の敏活を全ふし得せしむること。

(2) 總ての官吏をして、務めて直接遇囚の任務に其力を用ゐしむること。

遇囚は本なり、簿册書類等に關する事務は其末なり。二者輕重なしと雖も、本務に通せされは、庶務の整理適實を缺く。

(五)恩典出獄者の撰擇及免囚の保護

(1) 遇囚の一層適實ならんことに勗めよ。

(2) 假出獄利用の範圍を擴めよ。出獄後に於ける境遇關係の、彼れを良民生活に、奬勵維持せしむるを得べしと、確認したる者に就ては。

(3) 益々教化薫陶の設施を加へ、進んで境遇の眞相を明かにせよ。一般罪囚に對しては。

(4) 地方行政官署、其他の諸機關との連絡を圓滑にし、免囚保護の道を全ふせよ。

(六)分監の經營

(1) 職員の撰擇を愼重にせよ、その監督を周實にせよ。

(2) 總ての設備を全ふせよ。

(3) 分類的處遇法の方針に利用せよ。

(七)監獄衛生

(1) 清潔紀律は、質素簡撲の要義に戻るへからす。

(2) 疾病死亡數の稍々增加する傾向あるは、其原因を研究せよ。

(3) 精神病者、結核患者、其他各種の傳染病者の處遇は、一層督勵して、專門的科學の要求を充せ。

(4) 精神病者の處置、及鑑定資料の報告を怠る勿れ。

(八)教誨師の職務

(1) 熱誠躬行の人格を選べ。

(2) 多年同一の監獄に勤續せしめよ。

(3) 個人教誨の機會を逸せしむる勿れ。

(4) 免囚保護の事業に接近せしめよ。

(九)官紀振肅の必要

(1) 監督及び紀律の周到と厲行を計り、吏僚をして假初めにも放慢に流れ、罪過を犯すの間隙餘地なからしめよ。

(2) 吏僚一般の風趣氣品を、高尙ならしむることを努め、操行を慣み、修養を奬め、吏僚をして、眞に罪囚感化の活摸範たるに、至らしめんことを要す。

(十)檢束紀律の勵行

構造の堅牢なることは、必しも以て破獄逃走を防止するの賴みとなすに足らす。

(十一)囚人分類處置の現況

(1) 懲治場　川越分監、熊谷分監

(2) 女囚監　八王子分監

(3) 精神病監　巢鴨監獄

(4) 癈疾懲治場　橫濱監獄

(5) 幼年監　七尾分監、唐津分監、沼津分監、小田原分監等

(十一)會同の目的　統一疎通の道を講ずるにあり

○副典獄を置くへし

鶴麓生

明治二十三年以前各地方監獄に副典獄なる司獄官の職かあつたが地方官々制改正せられ典獄を奏任として各府縣に一人つゝ配置することになると共に其副典獄は廢せられたのである然るに吾輩は今日典獄なる職のあるに不拘別に副典獄を置くへき必要を感したことかある尤も昔の副典獄は判任であつたけれとも今吾輩の設置を欲する副典獄は之を奏任として差當り分監の長に充てたいと云ふのである分監長の待遇一件に付前號の本誌に某氏の希望も見へて居つたか吾輩は百尺竿頭一步を進めて奏任とするの必要を感したから某氏の說に尙蛇足を添へて一言を述へて見たい

抑も本監は大なる分監分監は小なる本監に違ひないから監獄として異る所はない筈である併し官制

上本監の長には奏任を置き分監の長には判任を充つることになつて居るから間々分監よりも小なる本監に堂々たる奏任典獄を其長として課長以下歷々の判任官を置ひてある一方には本監よりも大なる分監に本監の課長よりも等級低き看守長が其長として小數の看守を御し大なる責任を負ふて全般の事務に執掌するもの丶ある奇觀を呈して居る是全く監獄の管理區域を裁判所の夫に伴はしめたる結果に出つるものであつて固り在監人の多少とか事務の繁閑とかを斟酌して定めたものでないのである如此譯であるからとて分監長の地位人物を高めることが出來ぬかと謂はば決して爾うてない之を引上げ優遇するの餘地は充分あると思ふ直轄制度實施以來分監に對しては主務省自ら之に重を置き其長たるべき人物の撰叙に付一篇の諭示もあつたようだが尙未だ立派なる實を見出し得ないかにあるのは甚遺憾である元來分監は元の支署時代より何かに就き輕視さる丶傾あり其長として命を受くる者も本監に在て餘り羽振の好からざる者が懲戒的又は降斥的の意味に出つる者かゞ多きを占めて來つた有樣であるから縱し今日分監に重を置き敏腕有爲の人物をして增俸に餘義なくし赴任せしむることが出來ると云つても分監の土地たるや多くは交通不便生計不自由なる僻地か絕海の島地であれば唯僅かばかりの增俸のみにては到底永く其職に留まり獻身的事務に執掌し纏て立派の効績を擧ぐることは甚だ覺束なく思ふ日久しきに亘り漸く嫌厭の情起り本監に歸るの時早く來らんを待つに至るのは人情の常である。如斯腰掛的人物を置き奈何ぞ分監の事務を擧げ治獄改善の實を見ることが出來るであろうか疑なきを得ぬのである。

言ふ迄もなく分監長は一監獄の首腦即ち小典獄であるから學識なかるべからず經驗に富まざるべからず統御の才もなかるべからずで所謂近き將來に典獄の候補者たるべきの有爲人物でなければならぬのである然るに全國の分監長を見渡すに總てか課長よりも下級甚しきは課僚よりも下級の人を以て充て丶居る有樣である想ふに分監長としては先づ此課長の地位にある程の老練者を充てるのか秩序の上から當然の措置ではなかろうか却て課長なるに非難する人もどこぞ典獄の手足となつて働くに過ぎぬから下級の者でも充分である故に必ずしも高級人物を据へなければならぬ必要がないのに久しき慣例より今尙ほ課長には上級者を分監長には夫より下級の人を配置すると云ふのは甚輕重本末を間違つて居ると思ふ如此惡慣例を未だ脫しないことを揣摩するに分監に命を受くるのか自他左遷的感念を持つから典獄として課長の地位にある者を遣すに忍びないと云ふような譯もありはしまいか然り各課長は典獄の股肱である僅かの增俸のみにて別段の惡意味もなきに股肱を分監に手離すことの典獄として行ひ兼ぬるのは全く私情である此一種情弊の結果は怖るべきものなることを思ふのである故に吾輩は此情弊を打破するの一策として所謂副典獄なる職を新に設け其官等を奏任として分監長に補することに官制の改正を望むのである

副典獄は典獄の下に立つものなれば固り典獄よりも官等を低くし俸給も最下點を五百圓位にしなければなるまいが看守長か五百圓の副典獄を拜し奏任の末班に列せられたとて名のみ立派にて實は乏しく格別收入の點に難有味はないかも知れない乍併一般の人情として俸給の多寡は第二に置き先つ名を喜ひ名譽の好地位を望み看守よりも判任判任よりも奏任奏任よりも勅任を慕ふのが通例であるから一朝分監長を奏任とすることゝならば今後は分監長たるを難有からす迷惑に思ひし者か反て名譽光榮として其撰に預るを望むに至るは必然である且從來分監長の更任に際しては人繰に心配の話も聞て居るのであるが若し分監長奏任と云ふことになれは敘任の仕方が違ふから全國何れの場所からでも撰擇して任命するの便宜かあり立派の人物を直に据えることは容易である斯くなれば任を承くる者の名譽幸福は勿論又上班にある典獄に於ても分監の事に就て心配か薄ひのである之はかりてなく大臣の訓諭に所謂分監に重を置き其事務の發達を望ませらるゝ旨趣に叶ひ名實相俟ちて立派の効績を擧くるに至るへきは信して疑ないのである監獄部內には典獄てふ高等官の數も少くない此上に又多數の高等官を作るのは餘り譽めたことでもない他の方面にも憚るとであるなど非難する人も

あるか知らないか大藏部內遞信部內等を見よ外部に對する威信を保たんが爲め又は人物陶冶の方便として小なりと雖も苟も一の官衙を成すものは其長に必ず奏任を置き或は一部局內異名の高等官數名を置き頻に高等官を殖やして重みを着け人物を吸收するに勞めて居るではないか而かも當初は皆五六百圓の薄給奏任であつて當該部內判任中より特別任用を行ひ高級判任の有能人物をして絕望して他方へ去らざる樣繋ぎ留め好ひ工合に引立てゝやつて居るではないか官等と地位は俸給よりも先づ之を以て威信を保ち希望を繋ぐ具となるから又人心を鼓舞し收攬するこゝも出來るのである明治二十六年府縣廳其他におかしき六圓判任を置くことを得るの制度を設けられた趣意に就き考ふれば蓋し思半に過ぐるならん分監長を奏任としたる結果所在他廳に對して其威信加はり尊重を增すことは少々でなく又部下統御の上に至便を得るのである或は知らず分監長を以て悉く奏任とすることは中には夫に及ばない無要の場所もあろうし又經費の都合上總ては出來難ひかも知れないから吾輩は今總ての分監長を爾かせよとは言はない差當必要と認むる個所だけにても實行することが出來れば至極結構である乍併漸を追ひ分監長を殘らず奏任とし進むでは本監にも一名の副典獄を置くことにしたい希望を有つて居る尤も經費の都合に就ては現今全國の看守長五級俸以上の者が約五十餘名は慥かにあり而して分監の數が五十餘個所であれば好ひ工合に俸給を融通せば幾んど總ての分監に副典獄を置くことが出來る勘定になりはせまいか副典獄設置の事は議會の協賛を要するでもなく一篇の勅令を請ふて容易に實行の出來ることであるから當局有司の御盡力が出來れば隣り近所の異議は排除することが出來るであろうと思ふ

吾輩は縷返して言はむ分監に重を置き偉大の希望を之に囑せらるゝならば其囑を空ふせざる程の實目ある人物を首腦に据へることが肝要である其人物を得るの方便として俸給を厚ふすることは勿論であるか先つ官等を高めて前途に希望を有たしむることが急要ではあるまいか俸給を厚くすることは遽に實行も困難であろうけれども官等を高めることは容易の事である官等高まらは俸給從て增すことも出來る樣な譯である官低く而して俸給は薄く之を以て人物を精撰せよ分監の事務を擧げよと訓諭さるゝのは恰も好餌を投せずして珍魚を得んとするが如きの類であつて到底滿足に希望を遂ぐることは不可能であると斷言して憚らぬ要するに副典獄設置の一事は看守長の有爲人物をして前途に大なる希望を有たしめ延て事務上の發展に資することは少々でなからうと思ふ當局の有司諸賢以て奈何と爲す

○偶感

生

頃日中央機關の運用狀態如何を熟ら觀察するに往々事務上地方機關に對し其措置干涉に過ぐる嫌ひなき能はず畢竟此干涉を來す原因は地方機關の運用狀態其ものか適當ならさるものあるにあらさるか殊に其運用の任にあるものか地方分權の發達を企圖するに足るへき活動を爲すに充分ならさる所あるにあらさるか要するに中央集權は地方分權の發達を障害する性質のものなるを以て地方機關運用の任にある者は一層注意に注意を加へ專ら地方機關の運用を活動せしめて其發達を確實ならしむる外なかるへし故に將來中央機關をして地方機關に對し遺憾なからしめ以て可及的中央機關の干涉を受くることを少くするは則ち惟れ地方分權の發達を計る所以にあらさる乎

○監獄の新築をかなしみて

冷骨

荒れはてゝひとやの柱くちてしそ
我がなすわさのほまれなりけれ

統計

○明治三十八年六月末日現在全國在監人員監獄別表

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
東京	六六〇	五	四四九	二	二	一、〇六六
小菅	二三四			二		二三六
市谷	一、九六四					一、九六四
巢鴨	一、三四一		四八			一、三八九
橫濱	七七四	一一	一三			七八八
浦和	八二九	一一	四五	一		八七五
前橋	九〇四	六	三六	二		九四二
千葉	一、三〇〇	一	四五	八		一、三五四
水戶	七一三	三	五一	二		七六九
宇都宮	一、三九八	三	八二	四		一、四一三
長野	四二五	二	一四	二		四四三
甲府	七八三	二	五一	二		八〇六
安濃津	一、九三五	三七	八	四		一、九八四
名古屋	八五三	四	一一	二		八七一
岡崎	五五五	三	一一	二		五七一
所	七一四	二	一二	二		七二一
阜	二八六	二	一二	二		二九二
井	四五八	四	一三	二		四七三
澤	三〇六	三	三七	二		三四五
山	九一一	八	一二	三		九二四
新潟	九六四	一	一一	二		九七八
富山	三〇六	三	四	二		三一二
金澤	一、〇八一	九	一二	二		一、一〇四
福岐	七三九	一	一一	二		七五三
騰	三一〇	二	一	二		三一五
靜岡	五九一	四	一	二		六〇二
名古屋	九一九	一	一	二		九二三
安濃津	八〇六	二	一	二		八一一
甲府	四四五	一	一	二		四五二
長野	七六七	一	一	二		七七一
宇都宮	一、三八三	一	一	二		一、三八七
水戶	八八九	一	一	二		八九二
千葉	九九三	一	一	二		九九七
前橋	一、四一二	一	一	二		一、四一六
浦和	九六六	一	一	二		九七〇
橫濱	一、三三六	一	一	二		一、三四〇
巢鴨	一、〇八一	一	一	二		一、〇八五
市谷	一、三三六	一	一	二		一、三四〇
小菅	一、〇六六	一	一	二		一、〇七〇
東京	一、〇八一	九	一三四	六	二	一、二三二

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
宮城	一、〇八一	九	一三四	六	二	一、二三二
福島	九八三	二	一二	二		一、〇〇七
盛岡	三五四	一	一二	二		三七九
青森	三八七	二	一二	二		四〇三
秋田	六九二	二	一二	二		七一七
山形	五五八	一	一二	二		五八二
都	一、三一四	九	一二	二		一、三四八
田	一、一八九	一	一二	二		一、二一四
川	二、七六六	一	一二	二		二、七九二
阪	一、七〇八	八	一二	二		一、七三二
掘	九四四	一	一二	二		九六八
大	一、七三七	一	一二	二		一、七六二
京	五二八	一	一二	二		五五二
秋	七五五	三	一二	二		七八八
山	九四九	九	一二	二		九七六
青	三九〇	三	一二	二		四一七
森	七一三	一	一二	二		七三六
岡	六八〇	一	一二	二		七〇六
島	二九二	一	一二	二		三一六
盛	七〇五	一	一二	二		七二八
福	一、四一三	一	一二	二		一、四三七
長	二一〇	五	一二	二		二三九
三	一、四一三	一	一二	二		一、四三七
高	七五五	三	一二	二		七八八
松	九四九	三	一二	二		九七六
山	七一三	一	一二	二		七三六
德	六八〇	一	一二	二		七〇六
島	二六四	一	一二	二		二八八
江	六三〇	一	一二	二		六五四
取	二六四	一	一二	二		二八八
口	九三九	六	一二	二		九六一
山	一、七〇八	八	一二	二		一、七三二
島	九四四	一	一二	二		九六八
戶	一、七三七	一	一二	二		一、七六二
山	七一二	一	一二	二		七三六
瓦	五二八	一	一二	二		五五二
川	一、八九	一	一二	二		一、一一四
阪	二、七六六	大五	一二	二		二、七九二
都	一、三一四	九	一二	二		一、三四八
田	三八七	二	一二	二		四〇三
形	六九二	二	一二	二		七一七
森	三五四	一	一二	二		三七九
岡	九八三	二	一二	二		一、〇〇七
島	一、〇八一	九	一三四	六	二	一、二三二

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
宮城	一、〇八一	九	一三四	六	二	一、二三二
福島	九八三	二	一二	二		一、〇〇七
盛岡	三五四	一	一二	二		三七九
青森	三八七	二	一二	二		四〇三
秋田	六九二	二	一二	二		七一七
山形	五五八	一	一二	二		五八二
都	一、三一四	九	一二	二		一、三四八
田	一、一八九	一	一二	二		一、二一四
川	二、七六六	一	一二	二		二、七九二
阪	一、七〇八	八	一二	二		一、七三二
掘	九四四	一	一二	二		九六八
大	一、七三七	一	一二	二		一、七六二
京	五二八	一	一二	二		五五二
秋	七五五	三	一二	二		七八八
山	九四九	九	一二	二		九七六
青	三九〇	三	一二	二		四一七
森	七一三	一	一二	二		七三六
岡	六八〇	一	一二	二		七〇六
島	二九二	一	一二	二		三一六
盛	七〇五	一	一二	二		七二八
福	一、四一三	一	一二	二		一、四三七
長	二一〇	五	一二	二		二三九
三	一、四一三	一	一二	二		一、四三七
高	七五五	三	一二	二		七八八
松	九四九	三	一二	二		九七六
山	七一三	一	一二	二		七三六
德	六八〇	一	一二	二		七〇六
島	二六四	一	一二	二		二八八
江	六三〇	一	一二	二		六五四
取	二六四	一	一二	二		二八八
口	九三九	六	一二	二		九六一
山	一、七〇八	八	一二	二		一、七三二
島	九四四	一	一二	二		九六八
戶	一、七三七	一	一二	二		一、七六二
山	七一二	一	一二	二		七三六
瓦	五二八	一	一二	二		五五二
川	一、八九	一	一二	二		一、一一四
阪	二、七六六	大五	一二	二		二、七九二
都	一、三一四	九	一二	二		一、三四八
田	三八七	二	一二	二		四〇三
形	六九二	二	一二	二		七一七
森	三五四	一	一二	二		三七九
岡	九八三	二	一二	二		一、〇〇七
島	一、〇八一	九	一三四	六	二	一、二三二

○明治三十八年六月末日現在全國囚人刑名別表（△ハ減）

樺太	網走	十勝	釧路	國府	札幌	總計
九八七	九八六	七八二	四九〇	八二四	四九九二七	

○明治三十八年六月末日現在全國在監人員表（△ハ減）

	三十八年六月末日現在			同年五月末日現在	三十七年六月末日現在	比較增減	
	男	女	合計			前月ニ比シ	前年ニ比シ
刑事被告人	四七、一〇七	二、七二〇	四九、九二七	五〇、七四五	五五、三四八	△八一八	△五、四二一
懲治人	二、八四九	一七五	三、〇二四	三、四九三	四、四七八	△四六九	△一、四五四
別房留置人	四四六七	四一	五一六	五〇六	三九五	△五	△一一六
乳兒	五五七	六五	六二二	六二七	八九	△六	△二四
總計	五〇、五九九	二、九七五	五三、五七四	五四、八五五	六〇、三三七	△一、二八一	△六、八二三
再揭（監獄留置場）	四九、八七五	二、八四二	五二、七一七	五三、九七二	六五、五八三	△一、二五五	△六、六三三
	七二四	一三三	八五七	八八三	一、〇四七	△三六	△一九〇

本表中外國人ノ事實ヲ擧ケレバ左ノ如シ

（四人六十八人）（刑事被告人十二人）

內淸二三　露三八　韓四　北米一　英一　佛一
內淸四　露五　北米一　獨一　墺一

| | | |

三池保護會被保護人規約

一　自己ハ勿論家族ニ至ルマテ常ニ品行ヲ謹ミ職業ヲ勵ミ苟モ遊情放逸ノ行爲アルヘカラズ

二　設礦業ノ事ニ就テハ總テ備主ノ指揮ニ服從スヘシ若シ其職業上ノ意見ヲ隱蔽セントスルカ或ハ轉業ヲ請ハントスルトキハ保護會事務所ニ申出ツヘシ

三　他人トノ交際ハ常ニ信實ヲ以テシ虛僞ヲ構フル事ナク事ヲ謀遏ヲ守リ親切丁寧ヲ旨トシ決シテ口論爭鬪ヲ爲スヘカラズ殊ニ隣佑ハ互ニ相輔助シテ懇切ヲ盡スヘシ

四　居宅ハ保存上ニ注意ヲ加ヘ内外共常ニ清潔ヲ保チ掃除ヲ怠ルヘカラズ

五　衛生ヲ重シ衣服ノ清潔ヲ保チ保健食物ニ注意スヘキハ勿論ナルモ能ク身分ヲ顧ミ節約ヲ守リ資財ヲ蓄積シ速ニ獨立ノ生活ヲ爲スコトニ力メザルベカラザルヲ以テ苟モ奢侈ニ流ルヽカ如キ行爲アルベカラズ

六　自己又ハ家族中病氣ニ罹リタルモノアルトキハ速ニ醫師ノ診察ヲ受クヘシ特ニ傳染病流行ノ際ニハ注意ヲ爲スヘシ

七　身分不相應ノ負債ヲ爲スヘカラザルハ素ヨリ常ニ日用ノ費用ヲ節減シ毎月金參拾錢以上ノ臨時貯蓄ヲ爲スヘシ之ヲ實行スル能ハザルモノハ假月其理由ヲ申出許可ヲ受クヘシ

八　無盡講若ハ融通講ト稱スル一種ノ貸借ハ被保護人ノ組立タルト其他ノ者ノ組立ニ係ルモノヲ問ハス一切加盟スヘカラス

九　預金ノ受戻ハ凡ソ左ノ場合ニ限リ出願スルコトヲ得若シ許可セラレサルトキハ他ノ事故ノ發生スルニアラサレハ同月内ニ再願スルコトヲ得ス

一　臨時貯金ハ出産死亡疾病其他必要止ムヲ得サルトキ

一　定期預金ハ前項ノ必要アリ臨時貯金ノ不足ナルトキ

十　賭博ニ類似セル投機的ノ所業ヲ爲スヘカラス

十一　飲酒ノ害ハ申迄モナキコトニ付可成節減シ漸次禁酒ノ方針ヲ以テ愼戒ヲ加ヘ如何ナル場合ト雖モ醉態ヲ露スカ如キコトアルヘカラス

十二　親族以外ノ者二人以上會合シテ飲食ヲ爲スベカラズ但婚姻出産死亡其他必要ノ場合ニハ其都度届出許可ヲ受クヘシ

十三　寄留届ハ成規ノ通必ス其手續ヲ了スヘキハ勿論家族若ハ同居者ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ届出ヘシ婚姻又ハ養子ヲ爲サントスルトキハ雙手方ノ原籍家族身分職業及戸主ノ諸否ヲ明ニシ豫メ書面ヲ以テ届出許可ヲ受クヘシ

但入會後六個月ヲ經過スルニアラサレハ聖愛養子ヲ爲スコトヲ得ス

十四　學齡ノ子女ヲ有スル者ハ必ズ就學セシムベシ若シ能ハサルトキハ其事由ヲ申出ヘシ

十五　出産死亡疾病等ニ際シテノ助力ハ隣隣井ニ向三軒ノモノニ限ル若シ特別ノ交誼アリテ助力ヲナサントスルモノハ豫メ許可ヲ受クヘシ

但急遽ニ出デ他ニ助力スルモノナキ場合又ハ特ニ本人ノ依頼アリタル場合ハ此限ニアラス

十六　許可ヲ得スシテ他所ニ宿泊シ又ハ他人ヲ納屋内ニ宿泊セシムベカラズ

十七　監獄ヨリ放免ノ者ヲ出迎又ハ之ト會合スヘカラス若シ親族朋友等ノ關係アリ出迎ヲ要スルモノアルトキハ其事情ヲ詳述シ豫メ許可ヲ受クヘシ

十八　病氣又ハ事故ニ因リ就業スル能ハサルトキハ其都度日頭ヲ以テ事由ヲ届出ヘシ

十九　日用品ノ代金又ハ藥價ハ延滯無ク期日ニ於テ支拂フヘシ

二十　三池監獄教誨師ノ教誨日ニハ被保護本人ハ職業ノ爲メ他出スル時ヲ除キ定メノ時間迄ニ必ス教誨堂ニ集リ靜肅ニ教誨ヲ聽聞スヘシ若シ病氣其他ノ事故ニ依リ出席シ難キモノハ其都度當務幹事ニ申立承認ヲ受クヘシ

但家族ノ者モ可成丈ケ出席スル樣心掛クヘシ

誓約書

私儀今般御會ノ保護ヲ被ムルニ於テハ御規則ニ遵ヒ御役員ノ御命令ニ服從可仕ハ勿論常ニ品行ヲ謹ミ規約ヲ確守可仕自分ハ勿論家族中ニ於テモ之ニ違背スル事有之候歟又ハ退會ヲ出願スルモ御曾ニ於テ其願旨正當ノ事由ト御認メ無之ニ強テ請願シ若ハ無届退會スル力如キ事有之候トキハ御會ヨリ除名ヲ命セラレ除名處分ヲ受ケタル者ハ當地ニ在テ三井家ノ起業ニ係ル總テノ業務ニ從事スル能ハサルニ至ルモ尚又御規定アル地域内ニ在籍シ若ハ寄留宿泊シ又ハ立入ル事ヲ禁止セラルヽモ更ニ異議申間數仍テ誓約仕候也

明治　年　月　日

三池保護會長　何ノ誰　殿

○大阪市の貧民教育

大阪市内に於て一般學齡兒童と共に晝間教育を受くるを得さる者のためにする夜學校十七校にして内十校は實業補習學校を併設せり就學兒童は總數四百九十八名に過きす夜間就學者の年齡は八歳より二十一歳に達するものあり多數は十二三歳のものなり彼等貧兒の職業は丁稚奉公最も多く子守髮結等の雜業種類は百有餘種ありて一ケ月十五圓若くは一日四十錢位の所得あるもありて學費自辨の者三十八名備主支辨の者二百三十三名保護者支辨の者二百餘名學校の負擔に屬するものは二十名なりといふ而して生徒の多くは普通晝間に於て就學せる者に比し勤勉動作紀律等の點に於て遜色なきにあらすと雖も中には精勵怠らさる者も少からす日本橋小學校の十二歳なる一女生徒は可憐なる幼妹を擁しつゝ課業に勵める殊勝のものありといふ、二萬内外の不就學者を有する

都會の貧兒敎育として以上の設備に過ぎざるは徹々たるものと云はさるへからす將來大に振作に努めんことを市民に望む

雜　錄

○北遊雜記

進藤正直

今夏公務を帶ひ東北及北海道地方を訪問するの機會を得たり、此行單獨殊に日鐵青森線を除き他は皆不案內の土地なりしにも拘らす、到る處敬愛なる僚友諸君の親切と厚意とに依り用務處辨上多大の便利を與へられ、且つ始終愉快なる旅行をつゞけ得しは余の深く感謝する處なり。海陸數百里此間珍談奇聞に乏しからさるのみならす、各監に於ける土產も亦多少これありと雖も、歸來早々俗塵に妨げられ執筆意に任せざるものあるが故に、遺憾ながら之を他日に讓り今は只貧しき道中記の二三を抄錄して敢て同人諸君の笑覽に供するのみ、讀者諸君幸に之を諒せよ。

▲濃露の實驗　濃露と云へば何人も先づ上村艦隊を聯想せらるゝ魔物、近くは又日露兩全權がポオツマスなる談判地一日遲着の原因たりし難物、即ち北海道地方の所謂ガスなるものは、今回根室の復航に於て初めて之を實驗せり、余が乘船は拂曉根室港を出帆し一兩時間を經てノタップ沖に差しかゝりし時、不思議や四面俄に暮色を呈し來り凡そ十分間にして今まで甲板上對話せる人の面貌と相見るを得ざるに至れり、果然ガス〳〵の歎聲は船內に喧しく非常汽笛は頻りと鳴り響き船は終に進行停止を餘儀なくせられたり、あはれ余等はガスの捕虜となれるなり、天災是非もなし斯くして余等はあたら貴重の時日を一晝夜以上空しく海洋に假泊せしが、ガスなるものは實に聞しに優さる大強敵、唯々恐入つて降參するの外なかりき。

▲實驗の賜物　誰しも素人考は同じ事ならん、暗夜は勿論濃霧の爲めに假令呎尺を辨せざる場合と雖も、苟も船長たるもの手に一個の羅針盤を持する以上且つ海圖の示す航路たる限りは毫も其航進に妨げなきが如し、自白すれば余も曾て上村艦隊をば濃霧艦隊など、惡口せし位にて、實は今日まで濃霧其ものを大に侮り爲し一人なるが、今回海員に就きて實地講釋を聽くに及ひ百聞は一見に若かす、暗礁と水道の關係より如何に熟練にして且つ大膽なる船長と雖も、凡そ危險なる航路に於ては所詮濃霧なる大敵には敵し難きものなるを知り、今更ながら當時の上村艦隊に對し私かに〇〇の情に堪へさるを覺ゆると同時に余が是迄缺乏せる海に關する一智識を得たるは、是畢竟實驗の賜物なるを感謝するものなり。

▲外國も同樣　人は云ふ根室は今日尙容易に行かれぬ處なりと、而して其の實際を察するに御用の人と雖も大抵は體能く御免を蒙むるらし、之を聞く同分監は今を去る十數年前今の監獄事務官岳洋先生が未た內務に在職せられし時代に於て彼のゼーパツバー氏と共に出張ありし以來（此項或は誤聞なきを保せす）中央官廳よりは曾て一人の巡視者なしと云ふ然るに人も知る如く當地は以前根室縣廳の所在地たりしたけに、監獄の規模も略ほ函館札幌に等しく且又現在と雖も地方裁判所の存置せらるゝありて、此點に於ては實に全國比類なき特種の一大分監なるが故に、假令二年三年に一回と雖も本監の巡視巡閱ありたる場合は、該監も亦是非に見舞ふ可き必要あること勿論なり、況や本省より北海道へは年々の如く一二の出張員あるに拘はらす、該地方に限り殆と外國も同樣視らせれ久しく訪問者の絕へたるは抑も何に由るか、只夫れ其行程か比較的甚た便ならさるものあるが爲めか然り余今回の經驗を以てするも不便は則ち不便にして若しも海路に依らば難船位は固より覺悟の前ならざる可からざるも、艱苦の後には慰樂あり、夏行かば郊外一面のフリヅプ盛裝して歡迎せん、フリヅプは是れ實に當地特產の珍果にして其容姿頗る艷麗に其風味亦頗る妙佳、試に其一顆を口にせんか下戶も上戶も皆陶然として行旅の勞を忘るゝに至り、又容易に去り難きの感あらん。

▲人造砂利　根室分監の土產は實は最も多し、然れども余は今此に之を披き一々諸君の笑味を請ふ

可き邊を有せざるを遺憾とす、只余は同監の門前に於て發見せる一珍奇の事實を紹介せん、珍奇の事實とは他なし人造砂利の事なり、人造砂利と言へば特許人造石の如く練製のものかと早合點する人もある可きが、事實は同分監の附屬地なる石材を發掘し更に之を砂利大に細碎したるもの即ち是れにして、其形狀は固より多稜角たるを免れずと雖も、又多少の色采ありて何人も一見注意を惹き易き代物なり、蓋し余が參觀當日は在監總員九十餘人に過ぎざりしも、本年四月拘禁囚の區域變更以前に在りては四人のみにても時に百數十人の多數に達せることあり、然るに同監は土地柄在監人の作業を得ること甚だ困難の事情ありて、從來一手請負の方法に依り辛ふして其命脈を繋ぎつゝあるの實況なれば、一朝四人劇增の場合に於て第一役業に差支を生ずるは洵に不得止處にして、其結果前記の砂利工を課し而して其製品即ち根室分監特許の人造砂利は、勿體なくも門前其他構內必要の箇所に撒布せしものなりと云ふ、嗚呼余は曾て監獄史上右き物語として苦役の事を聞きけるが、

犯罪は極めて單純にして竊盜最も多く詐欺取財之に次けり、アイヌの詐欺とは一寸可笑しけれど事實は概ね漁場の傭人夫たる可く約束し其給金を騙取したるものなり、騙取と云へば一人前あるらしき犯罪に聞ゆるも、元來彼等が生活は現在の一點に在りて、未來に就ては殆ど考慮する處なき劣等人種なれば、相當敎育あるものは之を論外として所詮責任能力ある筈なく、隨て何事に拘らず彼等と契約を爲すは恰も精神病者と契約するが如し、然らば則ち狂人も同然のものを相手取りて直ちに刑法上の制裁を加ふるが如きは少しく忍びがたき業ならずや、或は北海道舊土人保護法の精神に依り特別取締法の設定を必要とする論者もありと雖も、是れ徒に混雜を生じ易くして却て妙ならざる可きが故に、吾人の信ずる處を以てすれば姑く思慮深き司法官の裁判に一任し、便宜の處分を行ふを以て最も得策とするが如し、然らば則ち期せずして該保護法の精神をも得可きか。

（以下次號）

二十世紀の今日尙我北門の一角に於て其意は勿論異なれとも、其實聊か空役と撰はさる惡作業の近く存在せしを知り、其局に當れる人の苦衷を諒とすると共に、監獄作業の改良が刻下の急要問題なるを感すること一層切なるものなり。

▲アイヌと犯罪　余一日アイヌの部落に就きて親しく其生活狀態を視察せしが、當時の感慨を一言にして掩へは優勝劣敗の四字能く之を盡せりと信す、されど彼等亦聖世の恩澤に浴し文明の敎育を授けられつゝあるものなるが故に、今は間々有爲の人物を生ずることあり、現に學校敎師の榮職に在るもの其他會社商店員として立派なる紳士の生活を爲しつゝあるもの亦鮮からすと云ふ、但しアイヌの事情に精通せる人の言に依れは、此の如きは必す雜種にして純粹のアイヌ人種は假令幼時より如何に完全の敎育を施すも決して其效果を收むること能はすと謂へり、此說蓋し信す可きが如しそは兎もあれ彼等にして不幸囚獄の身となるもの頗る多く、現に根室分監の如きは余が參觀當日アイヌの四人九人即ち總囚の一割を占め、而して其

○八王子女監の過去及現在の狀況（承前）

八　女　生

裁縫及び習字は他の學事科目に比し進步の度稍々早きに似たりと雖ども算術讀書等に至りては遲々として進步せざる實に隔靴搔痒の感も啻ならず特に算術の如きに至りては最も甚しとす殆んど三歲の兒童に算數を示すに指を屈して數ゆるに等しき最も簡易なる方法を以てするも尙且つ了解し得ざるものあり彼等の智能其の幼稚なること得て知るに足らん

されば是等算的智能及び學術的思想の幼稚なると共に總ての智力不發達なるべきが如く思惟せらるゝも或方面に對しては反つて通常人にも勝る最も恐るべき智力の發達せるものあるを覺ゆ語を換へて言へば彼等の大多數は惡的智力に關しては普通以上に發達し善的智力に關しては普通以下殆んど零度に等しき狀態にあるものとす故に若し彼等にして此或る方面に發達せる惡的智力をして善的方

面に發達せしめたらんには賢母良妻となり社會を益する迄に至らずとも社會に害毒を流し身に赭衣を纏ふ淺間敷境遇には陷らざるべしと信ず然るに憐む可し彼等の多くは入監其度を重ぬるに隨て益々惡的智力に長し一罪は一罪より最も巧妙に最も增大に進化するの傾向あるは寔に歎すべきの極みならずや

或時竊盜九犯の累犯女囚予に對して懺悔談を爲したることあり其一事に曰く是迄多くの罪惡を犯し數回入監し幾多の訓戒幾多の敎誨を聽聞するも未た曾て善事に耳を貸し意を傾けたることなく只惡事に關する研究のみに專ら熱注し文字を學はんと欲する思念の如きは毫末もあらざりし然るに市ケ谷監獄より當監へ移送せられし以來は不思議にも假名文字にても覺度と思ふ心念起り遂に昨三十七年の四月夜學を志願するに至り敎授を受けて一字宛にても習得せられし時の喜悅は喩ふるに物なく只管無上の愉快を感したるを以て一意專心習學に熱注したる結果監房に在ても餘事を想ひ他事を談

せるを以て現在二十三名に就て五月始めに於て試驗を爲したる成績を擧ぐれば左の如し

平假名にて讀み書きを爲し得る者　二十名

平假名を讀み書き得るも書き得ざる者　二名

平假名をも讀み書き得ざるもの　一名

去る者は日に疎となり疎なれば隨て音信を減じ遂には全く之を廢絕するに至るは普通の人情として免かるべからざる通弊たり是れ常識を有し己能く己の欲する處に隨て自由に信書を認め得る手腕を有するものにして尙且つ然り然んや無筆にして而かも社會より隔絕せられ一片の信書も役人の代書に待たずんば容易に通することを能はざる彼等在囚の身に於てをや

彼等は罪惡を犯し入監せる一事を以て已に親屬朋友知己にも疎外せられ齒牙を挽回するの極めて難事たるのみならず如何に鐵面皮の彼等罪囚も多少遠慮の氣味を有するもの、如く進んで信書を發するの氣力なく偶々反省の念發起し其非行を謝し併せて安否を尋ねんと欲する念慮を惹起するも自ら信書を認むるの自由を有せず隨て自己の赤心を充

究は全然廢滅に歸し代ふるに相互專ら文字の研究に力を盡すことゝなりぬ

如上の談片悉く信を措くに足らずと雖とも亦た決して無根の陳辯にあらざるべきを想像するに難からず一度夜學を開始したる以來夜學に從事せるものは勿論其他夜學に出席せざるものなりと雖ども工場と監房内とを問はず苟も休役時間だにあらば必ずや石盤を手にし本を手にせざるはなく同囚間に於ける談話の如きも無益に渉る雜談は努めて之を避け何れも有益なる智識の交換的文字の研究談に局限せる狀態に傾きたることを識認す由來彼等は此時期に於て彼等の精神上及動作上に於ける一進變化を來せるものとす志望高尙なれば隨て其行爲自から高潔なるが如く彼等が意思已に學事なる善的方面に傾注するに至る何んすれぞ獨り其行ひの惡的のみに出づるの理あらん哉夜學開始以來彼等が行狀大に改まれりと謂ふも亦た偶然にあらざるなり

三十七年四月夜學開始當時より同年六月迄に全く無學者より入學せる二十六名の內三名は已に放免分對手間に表示すること能はざるの不便あるを免れず爲めに躊躇逡巡以て時日を經過し遂に一片の信書も發せずして滿期放免するに至るもの其數甚だ少なからざりし

然るに夜學開始後彼等の大部分が其精神を學事に傾注せし以來は苟も假名文字にても自書し得らるゝ程度に達したる以上は各自競ふて發信するに亟り從て從來疎遠絕交の狀態にありし親屬朋友知己にも一變して溫情を以て迎へらるゝが如き不知不識其効益を享受すること蓋し彼等の幸福少なからざるべきを信ず

予は或一人の女囚に對して是迄文字を知らざりし時と今多少文字を知るに至りし時との感及其便不便を尋ねたるに彼は欣然として答ふるには是迄全く文字を知らずして社會にありし時は物品を購買せん爲め店頭に立ち陳列しある物品には一々代價を表記しあるにも拘はらず之を知ること能はず去れはとて代價を聞くも何んとなく氣耻かしく爲めに拾錢の物品を購買せんと欲するには一圓札を出し一圓の物品を購買せんと欲するには五圓札を出

さざるを得ず常に正價より數十倍の金圓を所持せざれば店頭に立つこと能はざる不便否奇觀を呈したりき之が爲め常に金圓の不足を感し窃盜を爲すに至りし場合往々にして之ありき

以上の如く陳述せし彼が言は毫末も虛飾なき處にして全く文字を知らざりし當時の實狀を表白せしものと認めらる無教育は凡百の犯罪に於ける素因なりとは蓋し是等の類好適例ならん乎

○米國アイヲワア州廳設立の摸範監獄一般の狀況

此監獄はアイヲワア州のアナモサ驛チカゴ幹線鐵道を去ること遠からずクリントン驛より枝線のある所にして即ち合衆國の中央に位し四通八達の地最も市邑豐富にして廛肆鱗次民衆稠密にして頗る殷盛たり故に此監獄の寫眞を見るときは石室玻璃嶙峩として雲際に聳へ其精工佳麗を極む本月米國發刊の「世界の今日」と題する雜誌に之を記せり蓋し原文は博士ラザアーキアデー氏の傑作にして錦繡燦爛余の譯文は襤褸滅裂にして取るに足らず冀くは其實を見て花を議することなきを

監獄の歷史に於て過去一百年は懲戒時期より感化時期に進み感化時期より今將に敎育時期に移らんと欲する者にして恐くは此の道の改良進步を鑑みるに於ては最も大切の時期なるべし蓋しヒラデルヒヤウヲルナツトストリート摸範監獄も又此の時期に完成したるものにして則監獄統計を研究するよりも寧ろ他の諸制度如何を研究して之を審にすることを得るものなり固より今日は我合衆國に於ても摸範監獄なる者は非常に夥多くと雖も大凡公立にてアイヲワア監獄の如きは能く整備して且つ諸般の事其有形的進步と無形的改良を論せず他の監獄に勝る所ろありと雖も決して劣る所ろなきは論者が實見して保證する所ろたり蓋しアイヲワア州廳に於て創肇の際二か所の監獄を建築せり一はフルトマヂソンに於て之を設置し一はアナモサに於て之を設置せり余が此に記述せんと欲する監獄は則アナモサ地方監獄の實況なり而して此のアナモサ監獄は專ら已決の懲役禁錮囚を收容して刑罰の執行を爲す所ろにして其監獄經理主營の情況よりして石坑の近傍を卜し一千八百七十二年に於て建設したる者なり

其建築物の規摸構造の當時六十一萬八千八百弗の費を投じて其工役は悉く監獄の囚人を使役し其外觀の美麗なる石室煉瓦爽粉壁蒼阿華彩極めて精緻にして之を現時の價格に見積るときは百六十四萬六千〇四十六弗を超過すと謂ふ而して其建築彫鏤は能く其土本の法に適して遺憾なきことゝ雖も或る一部の構造は不經驗にして意匠の雅致巧妙を欠けり又事務室及司獄官吏詰所の如きは普通の工事なりと雖も總體の地盤は鑲嵌したる大理石を以て組み立て其品質材料は皆なチカゴ州より齎したる者にして當時其費多からざりしも現今は四千弗以上の價値を有し瓊嵌精巧の美麗にして瓊樓繡翠たる決して何れの監獄にも見る能はざるものなりと謂ふ特に浴室より各監房に通じては壯麗輪奐を盡し純潔整頓至らざるなし最も能く行刑の理想に合ふて殆んと數百の分房に同一の囚人を養ひ毫も遺憾なし又在監人の動作其他遵守す可き諸規則等は舊來の監獄と別に大差なきなり此の監獄に於て囚人各個の作業を修得せしむるに於て其種目を彙別するときは

桶工（クツペレージイ）農事耕作法（フエヤミング）石工（ストンヤキアチング）電氣術（イーレクトリシチイ）

鍛冶工（ブラックスミシング）大工木工（カアペンタアーリング）裁縫工（テイラリング）燒物業（ベーキング）

然るに此監獄にて工藝美術的作業上の收得は可觀ものにして現に囚人中石工に雇れて一日四弗乃至五弗より少からざる賃銀を受ることあり嘗て入監・己前に於ても如是多額の賃銀を受ると謂ふことは甚だ稀れなりと以て其信用の如何を察して技能の雋逸なる侮る可からざるものあり則此監獄に於て囚人が過去二年の間に營々として働き孜々として勤め其生產的役業の收利は十五萬弗の多きを超過すると謂ふ如何に作業の進步發達したるか工錢の個人に分配して多きか科程の每週成功し居るか思

ひ牢に過ぐる者あらん又此監獄内に於て司獄官吏か囚人を敎育訓練するの方法は非常に懇切周到にして他の普通學校に於て敎員が生徒を薫陶提撕するよりも遙かに勝さる所ろの善良なる薪新の敎授法を運用して在獄人に智育德育體育の三者を涵養せしむること金甌無缺にして寸毫も遺憾なきに至る特に毎月試驗を勵行して囚人に口答若くは筆答をなさしめ各種の科目相當の點數を附して進退せしめ實踐躬行と學理修得と兩者輪軸相待つて後日社會の良民に復歸するの要素を作らさしむ又囚人を敎育するに於て其管理の方法至れり盡せり一人と雖も欠席する者なきのみならず巧妙なる敎授術を施行せりと謂ふ

此監獄の書籍館は創造の際六千六百九十五部の數に過ぎざりしが過去二ヶ年の間に三万九千九百三十部の書籍と二万四千二百十三部の雜誌が囚人の各監房に巡環配賦せらるに至る又在監人は作業の餘暇種々の快樂と講演の方法を以て縲紲の無聊を慰安して鬱憂煩悶を救に勉む此の外毎日曜には敎誨師來つて嚴肅なる基徒宗の說敎あり新舊書の輪講環讀あり特に善良なる完美の日曜學校ありて宗敎上の道德智識唱歌等は在監人に依つて充分脩得せられ毫も靴を隔てて痒を爬くの憾みなきなり則其管理者はアナモサの市人ミストルマクカン氏負擔して二十年間其職務を勉勵せり而して獄内衛生生理の法は實に能く行れて室内の通氣庭内の排水其他飮食衛生等行き渡りて爲めに囚人は健全にして爽快なる容色を呈し彼の監獄固有の蒼色の如きは之を認めざるなり然かれども獄内紀律は條分縷晰にして寸分紊亂せず能く習慣を洗滌し陋規積弊を革除し戒護檢束は周到にして刑罰執行の道嚴正に着々進歩を致せり此監獄は階級制度を實行し大凡全體の監獄を類別して三段とせり

第一階級は鼠色の衣服を着し其人員二百七十一人あり

第二階級は班間色の衣服を着し其人員百十五人あり

第三階級は條線模樣の衣服を着し其人員十六人あり

此の衣類區別の外に行狀方正にして役業に勉強しる而して惡む可きは此の條件誓約の放免に浴しながら遂に典獄の訓戒を破つて再度入監したる者過去二年の間に四名あり何れの國も兇惡無頼の累犯者全く其跡を絕たざるを如何せんや嗚呼

此監獄にて普通の在監人が刑期滿限に依つて放免せらるゝときは九弗に相當する所ろの衣服を賜與して充分なる旅費等を整へ歸鄉せしむることとせり然かれども此衣服を社會にて相當の代價を以て購ふときは二十弗乃至二十五弗の値へある者なり此外壹人毎金五弗を與へて歸鄉の資となせり平均此監獄にて囚人壹人を放免せしむるの費用を十九弗餘と定めあり故に過去二年の間には其放免者に施與すべき衣服金員を合せて實に八千百三十弗を過ぐるに至る只恨らくは此模範監獄の典獄ハンター氏の肖像を揭載する能わざるにあり而して此典獄の人たるや極めて謙讓にして才能多しと謂ふ

且つ獄則を謹守し改悛の情著きものは更に善良なる者を貸與せらるゝの特權あり又第一階級の者は他の級の者より一層進んで美味なる食物を與たへ又毎週一回書信を發し四週間に一回知己朋友の者より訪問を受ることを許可せらる第二階級は第一階級より稍劣等の食物を給與せられ六週間毎に一回知己朋友の訪問を受くるを得二週間毎に一回書信を發することを得る第三階級は第二階級より稍惡き食物を給與せられ一切知已朋友の訪問に接することを禁せられ又典獄の認可なきときは書信を發送することも書信を受理することも嚴禁せられたり蓋し此監獄に於て最も惜む可きは現今世上に嘖々囂々たる議論の一問題なる不定期刑（インデイテルミネート、センテンス、ロー）の實行を爲さざるは不幸なり然かれども典獄の指定したる一定の地に住居を許るし典獄の訓戒を守ることを誓約し其條件を履行したるものは假出獄の恩典を受ることを得る（之を原語バアロルローと謂ふ）現に過去二年の間に五十七人の多き此の法律に依つて赦免せられ全く改過遷善して社會の良民たりしに至

○再び貴族の參觀

曩に巢鴨監獄を參觀せられたる德川家達德川達孝德川達道德川賴倫松平忠威蜂須賀正韶淺野長之松

平直亮の諸氏及び松平乘承松平親信德川厚柳原義光の諸氏は市谷、東京二監獄を參觀せられたり、一行は正午十二時先づ市谷監獄に到り小河事務官豐野典獄の先導にて典獄室に入り因人出入の數罪質別再犯人員等日表につきて詳細の說明を聽き次で構內巡視は始りぬ、順序として炊所に到り米麥の分量副食物の種類を問ひ盛相箱に刻める數字を指し何の符號なりやを問ひ一日食量を示したるものなりとの答を得て頷かれ獻立表を見て一日の費消量を聞き、監房內に入りて其建築年度坪數收容人員起床就寢の時刻より房內器具の排列順序、闇室前に佇立し換氣の方法食物配與に就き說明を待つものゝ如し隨伴せる一看守長は猶豫なく扉を開き細かに之れを說く暗室罰の期間及び暗室罰を受くる犯行の種類を問ひ或は苦笑或は諮嗟し轉じて病監に到り病症の種類食量滋養物の給與量死亡の比例を問ひ明細の答に再三頷きつゝ步は工場に運ばれ揚枝工場にては働高の定めありや工錢の步合如何等一々典獄の說明を請ひ更に精揚工彈藥匣製造工木綿織工鍛冶工等順次に視察を遂げ高見張所に於ける非常事變報告の方法を問ひ最後に死刑執行場に赴き執行の方法執行前後の狀況及其規定を問ひ左右を顧みて熟慮すること霎時それより同監獄耕作地に沿ひ裏門より東京監獄に入るやこれより先き此處に迎へる藤澤典獄及各課長は恭しく一行を案內し分房の構造を熟視し之れに拘禁すべき犯人の性狀罪質を問ひ運動場に入りて其時間及戒護に就き糺すところあり監房拘禁人員と房前名札を對照し共犯者の分類方法重輕罪犯の行狀良否を問ひ更に轉じて接見室を視て其度數接見許否の斷定如何を問ふや典獄の應答は遺憾なく發表せられ一行を滿足せしめぬ、それより應接室に於て典獄より死刑執行を受けたるもの〻罪質動作より懺悔談を聽き何等か悟了せられたるの趣あり彼一語我一句反問應答口を衝いて出で退場せられたるは午後五時を過ぐる頃なりき

○重罪犯人の特典放免

軍機漏洩事件に就き重懲役十年の判決を受けし佛人ブグアン並に輕懲役六年の判決を受けし牧宏は特典を以て主刑及附加監視を免せられたるを以てブグアンは東京地方裁判所檢事局に召喚の上奧宮檢事正より優渥なる聖旨を讀み聞けたるに深く感涯なき聖恩を感謝したりと又牧宏は東京監獄に拘禁中の身なるを以て去十六日午後一時藤澤典獄に於て聖旨を讀み聞かせたるに宏は涙滂沱として止めもあへず彼は典獄に向ひ皇城は何れの方向に當るべきやを尋ね典獄の答ふる方向に向つて幾回となく頭を垂れ聖恩に感泣したりといふ、それより典獄は應接所に招き入れ彼れの妻子三人に接見せしめたるに本年四歲の兒女は父の姿を見るより飛出して阿父さんと縋りつきたるに宏夫妻は勿論典獄も涙に咽びたり夫妻が人目をかねつゝ赤心を表はしたる喜びの情は名狀なく現はされしが軈て典獄は宏に向ひ自分は監獄に在職すること二十年の久しきに及ぶも斯ばかり優渥なる恩典を賜はりしは類例を知らず恐らく全監獄中斯る幸福なる囚人あるべきや汝は日本臣民として至幸至福の者なりこれにつけても爾來は專心國家に盡瘁して此聖恩に答へまつるの心を失ふべからずと諄々諭示するところありたるに妻子共々感涙に咽び誓つて聖恩に酬ひまつるべしと答へ出獄したりと　聖德無限囹圄の民に及ぶ誰れか感泣せざるものあらん因にブグアンは特典を以て放免せらるゝと共に國外に退去を命ぜられたりといふ

○訴訟事件の減少

區裁判所の權限を擴張し判檢事の數を增加したる結果として地方裁判所並に控訴院に於ける訴訟件數は大に減少したり尤も兩裁判所とも區裁判所の權限擴張と同時に民刑兩部の數を減殺したるを以て各係官の擔當件數は從前と異らさるも之は前々より持越したる未決事件の多數なるが爲なれば今暫くの間にて著るしく減少すべく其結果裁判の延滯を見ることなく訴訟當事者の迷惑を感することなかるへしと思はる

●樺太の人口と罪人

樺太攻擊軍に依りて占領せられたる樺太島人口は

最近の調査に據れば自由民九千七百九十七人流刑人二萬二千百六十七人にして其内譯左の如しといふ

種別	男	女	計
自由民			
志望により流刑人たる者ハ同上の妻女	二、八二〇	三、九五三	六、七七三
流刑人の兒女にして國民となりし者及同上の兒女	二七一	一四九	四二〇
文武官吏下士卒及同上の家族	二、二二八	三七六	二、六〇四
計	五、三一九	四四七八	九、七九七
流罪人			
流刑罪人	六、三六六	七一四	七、〇八〇
流刑殖民	七、九七七	九五八	八、九三五
流刑農民	一五、四二七	七二五	六、一五二
計	一九、七七〇	二、三九七	二二、一六七

流刑殖民とは罪人の一定年限を經て出獄を許され農業に從事するを得るものにして、流刑農民は更に流刑殖民刑期を經て自由民と同等の權利自由を有するものもベテルスブルグ市とモスコー市に住居することを禁せらるゝなり例令は重懲役十年刑の罪囚にして樺太に流刑されたるものとせば十年間は監獄に拘禁せらる、十年刑滿限後殖民徒刑として五年間勞働に從事し其後更に農民徒刑として五年間即十年間は義務年限として働き通じて二十年間を經過して自由民となるものなりと

◎不用物品の利用に就て

監獄に於ける不用物品は或は他監獄に保管轉換し若くは利用の方法を講ずへきことは其筋よりも注意せられたることありしが尙ほ未た其途を得すして賣却し若くは棄却せらるるもの少からさることなるか聞く處によれは三池監獄にては常に此點に注意し殆んと他に賣拂ふか如きことなしといふ其利用方法の一班は左の如しと

一襤褸（張立テ木綿即チ裏服ノ裏地トナラサルモノ）
　草履、雜巾、敷物（細き繩となし織りたるもの）
　下駄の緒等に利用す
一叺俵
　解きて草鞋、草履の原料に利用す
一セメト空樽
　棺桶、桶、田子類の原料に利用す
一反古
　狀袋及澁表紙を製作す
一唐米袋
　「ドンゴロス」木綿を製し椅子用其他段通織の原料に利用し依托又は販賣品をも製作す
一石油空箱
　指物工素品に利用す
一石油空鑵（本監ノ電燈ノ設置アルヲ以テ其數僅少ナリ空箱モ同數ナリ）
　如露金盥其他に利用す
一監内に生産する棕櫚
　棕梠箒、釣瓶繩、たわし等に利用す
一腐莚（煉瓦生地ノ覆ヒニ用ヒ自然腐蝕シタルモノ）
　揉み苧を製作して營繕に使用す
一古地金（眞鍮、銅ノ鑛粉又ハ鑛類）
　火箸、鐵、庖丁、十能等の原料に利用す
一竹の身
　若狹箸、盛孕漆器、籠類に利用す
一鮑殼屑（塗師工ヨリ生ズルモノ）
　卸、カフス卸に利用す
一挽割粉（蓼又ハ玉蜀黍共）
　篩ひ去らず其儘食料に利用す
一竹の根元
　監房用拇拘に利用す
一竹の頭
　監房用棕櫚箒の拇、サヽラに利用す
一絨屑
　切れの自然形にはぎ合せ「チヨツキ」を作製し販賣す
一皮屑
　三四歳の子供靴或は雪駄に利用す
　現今膠生産原料に使用方研究中
一連鎖の廢棄物
　釣瓶繩に利用し監内使用品又は販賣品に利用す
一古莚
　煉瓦生地覆ひに用ゆ
一古材木
　使用の見込なく薪となるもの、内撰擇して四人用の下駄を製すること研究中
一烟筒ス、

板塀及壁用松烟炭に代用す

一石炭殻
　小使室湯沸かしの用に供す

一硝子屑
　靴工皮削りの用に供す

一殘飯　再用以外のもの
　味噌用の麹となす

一蕎屑（蕎工ヨリ生ズルモノ）
　細かに切り豚房便器落し蓁に利用す

一指物屑（唐木其他ノ木片）
　はぎ合せ小箱等を製作し販賣す

○鹿兒島女子興業學校の近況

同校は女子をして女教師若くは家婦たらしむるに適切なる課業を授くるものにして撰科本科に分ち撰科には年齡に制限なく普通高等小學二年以上の者を編入し本科は就學義務年限中の者高等小學校卒業程度の者を編入するものにして現今總生徒の數六百二十二名にして定員五百八十名を超過すること四十二名に上れり職員は二十七名にして內校長一名書記二名にして專ら敎授に任ずるは二十四名なり同校に於ては主として裁縫織物刺繍染物及造花を敎へ實業敎育の傍ら普通學を授け實業と相待て應用するとともに一科は二年二科兼修は三年を以て修業年限とす生徒の中には二年兼修とせずして一科を終へたる後更に他の一科を修むるものあり一科つゝ二年の修業を爲す者は敎授に便なりといふ現に各生徒の從事しつゝありし業種は木綿縞織兎斯糸繻及白絽にして高機式の簡單なる機臺に凭りて織立てつゝあり裁縫工には紐付袴下、三四歲の小兒の前掛其他普通の衣類にて別に洋裁縫工には陸軍經理部より受負の兵卒服七百着外套千二百着の仕立に從事せり刺繍は多くは草木花鳥若くは風景を彩りよく排列せるを見る染物工は織立様に應し紺淺黃綠り等各自に染上げ乾燥しつゝあり造化は白紙若くは臺灣木心を材料とし彩色を施せるものなり各生徒は極めて靜肅に課業に勉勵し倦怠の狀なし同校長の談に據れば裁縫材料は各生徒自ら携帶することゝせり或は其材料の不足を憂ふる者あるも生徒に於て他より委托を受け裁縫するものあり或は學校に裁縫を委托するものありて未曾て毫も其材料に窮せす而して學校に委托するよりは直接生徒に委托するときは生徒に於て相當仕立賃錢を定むるを以て自營方法を敎ゆる一端となり且つ其賃錢は學校に委托するより廉なり土地の狀況に照すも其賃錢概して低廉にして且つ委托せられたる材料の地質を傷けす又數量を竊取するの憂なく殘餘あれは返却し不足するときは學校より證明して請求するを以て委托者は安んして委托するなり普通營業者は此點に注意せすして委托者より提供せる物品の殘餘あるも返却せす故に委托者は不廉の賃錢を拂ひたる上殘餘品を返却せられさるの不利益を買はんよりは學校若くは生徒に委托することゝなると監獄に於て委托に應し物品を作製する者須らく此言を參酌して可なり

○小河事務官の談片

近頃御承知の通り假出獄の利用が擴つて參りまして、其結果どうかと云ふ懸念を持つて居つたのでありまするが、御承知の通り昨年中非常に多數假出獄の恩典に浴した者があつたので、其結果はまだ日が淺うございますから十分好成績として證明することは出來ないのでありまするけれども、再び犯罪をして監獄に這入ると云ふ者は極めて少ないのであります、無いのではありませぬあるのではありまするけれども、殆と二千人からの假出獄者を出しました中で二十四五人失敗した者があるのみで、其失敗した理由も中には隨分憫諒すべき者もあるのでありますが、兎に角大多數の者は假出獄の恩典に浴して能く其目的を誤らずに良民となりつゝある模樣であるのであります、尙ほモウ一兩年經ちましたならば其成績を十分證明し得るであらうと思ひます、折角當局の方に於かれましても假出獄の事に付ては十分御注意になつて益々利用すると云ふ方針で進みつゝあることであろうと考へますが、之に付てチヨツト氣付きました事を御參考にお話したいと思ふのでありまするが、無論此假出獄處分の必要條件として出獄後に於ける境遇の如何と云ふことが一番大切である、刑餘の者は兎角社會から擯斥される、餘程本人の意思

が強固でありましても社會から擯斥されて爲に再び犯罪に陷ることを免れぬのであります、其點は餘程能く假出獄をするに付て十分當局で注意をされて所謂此社會との調和を圖つて善後の方法が十分付くと云ふ見込の立つたところで假出獄を御申請になる筈であるのである、其點に付ては特に注意を加へられ各地方に於ても追々假出獄の範圍が擴張すると共に免囚保護事業なども段々進んで參りつゝある模樣であります、無論假出獄をするに付て將來を特に調べると云ふのではなくして入監以來刑を執行しつゝある場合に種々なる機會を利用して其身上關係を審かにすると云ふことが一番大切のことであつて、其身上關係を審かにして適當の處遇をした結果が假出獄なり特赦と云ふことになるのでありますから、今假出獄をすると云ふ場合に當つて急に身上調査を更に或機關に照會して さうして其證明を得て、是ならば出ても犯罪するやうなことはない、斯う云ふ境遇に移れば確かであると云ふやうなことを假出獄なり特赦をする間際に調べると云ふことは順序を誤つて居る餘り手際のよい話ではあるまいと思ふので、平素に於て其身上關係を審かにする、其身上關係を審かにする中の最も必要條件は何かと云へば即ち此社會に於ける關係であるのである、往々にして假出獄間際に其身上調査を警察署に依頼するのは餘り手際のよい話ではあるまい、それも長く拘禁して置いても書信の往復が極めて少ないとか或はどうも大概は分つて居るが愈々之を出すと云ふ場合になつて、果して適當の境遇の者であるかどうか不確實であると云ふ場合でありますれば已むを得ず警察なり相當の機關に照會して調べることも必要であるが殆と十人が十人假出獄者を其間際に警察に照會して其身上關係を調べると云ふことは甚だ監獄行刑の主義の上から申しましても宜きを得たものであるまいと思ふのである殊に其結果として近來其假出獄の多くなるに隨つて、御承知の如く假出獄特赦などは極めて秘密の間に處理致して居るのであるにも拘らず、身上調査の事などを警察に特に依頼するが爲に、ソイ其事が種々の方面から漏れて親族故舊の者などが此者は近々假出獄になつて歸るであろう或は其事を文通して愈々假出獄になると云ふ趣であるがいつ頃か知らせて貰ひたいと云ふことを本人に宛てゝ書面などを差出す者もある趣で、兎角秘密が未だ決定にならぬ前に漏れることを往々聞くのであるが、是は多數の警察官吏の中には不用意にさう云ふ調を託されて實際に就て調べる時分にソイさう云ふ事を口走ることが有り得るであらうと思ふ、身上の調査は必ずしも警察の機關に依頼する必要はあるまいと思ふ、或は町村の機關もあるし又監獄所在地でありますれば監獄官吏自身が調べて調べられぬことはないのである、最も適切に調べることが出來ると思ふ、又或は本人の本籍地が分監所在地でありましたら分監長なり分監の職員に典獄が直接に命令して調べましたならば警察より尙ほ正確なる調が出來ると思ふ、モウ一歩進んで申しますれば前述べた如く何も其場合に特に調べぬでも假出獄でもする見込を立てる人間ならばそれまでに十分長い間の種々なる事よりして極めて明瞭に分つて居らなければならぬのである、其分つた證明さへあれば一向差支ない、殊に中には極めて身分などの能く分つて居る人もある、親族關係なども能く誰でも承知して居る身分の人間もある、さう云ふ人間に對してまで形式に警察に調査を依頼する、而も監獄の膝許にある者を警察官をして調べさせることがないでもない、さう云ふことのある爲に早くそれが世間一般に漏れる、是は警察に注意を與へることも必要であるが、先づ斯ういふ事は監獄當局として大に平素に於て力を用ひなければならぬと思ふ、近頃假出獄利用と共に往々此秘密の漏洩といふことがあつて、此事は種々の弊害を惹起す原因にならうと思ひますから一言御參考にお話して置くのであります。

○指示事項に就て

去る五月典獄會議開催の際指示せられたる本項中二三につき疑を抱かるゝものあるを聞くがまゝ左に其要を摘錄しぬ

一、一般監獄事務の整理を期するが爲め檢閱簿を設け典獄に於て自ら檢閱の日時及要領を記錄し置くことゝなりたるが檢閱簿の樣式は本省より

一定せらるゝや又分監長に於て分監事務整理の爲めにする檢閱にも本指示に據るべきやの疑を抱かるゝ向あるも檢閱簿の樣式は一定せず典獄に於て適宜のものを設けらるゝものとす、分監事務に就て分監長をして分監の檢閱をなさしむるは典獄に於て命令するは格別なるも分監長には本指示を適用するに及ばず

二、分監及留置場を巡視するときは全縣内の警察留置場全部を巡視せざるも巡視の都度巡視箇所丈けの調査顚末を報告すべく若し旅費の都合建築事業其他の事故に依り巡視の困難なる場合は其事由を詳悉し豫め報告すべし巡視したると否とに拘らず年内何等の報告なく過すべからず

三、監獄の參觀を請ふ者あるときは特に至急を要する事情あるの外は許否の意見を具して認可を請ひ且つ毎年二回參觀者の身分職業氏名を報告することゝなりたるが右認可を得て參觀したる者も猶報告すべしとなり

四、本省の訓令通牒等にして本監と分監若くは出張所との間に於て解釋を異にし其旨趣の徹底せざるものあるより指示せらるゝところありしが聞く處にては往々分監に對し課所長の名義を以て斯く々々の通牒ありとして單に本省の通牒文を添付し移牒するに過ぎざるより或は調査日時若くは解釋を異にし本分監の間に取扱二途に出づるものあり相互聯繫の密接ならんことを望み注意せられたるものなり

五、被罰者の居所には當該者の氏名罰則及其犯則の概略等を記載せる標札を掲げ置き被罰者の動靜を各方面より視察し懲罰執行の監督を周實ならしむるにつき指示せられたるが右氏名犯則行爲は標札の表裏孰れに記載するも妨げなきも若し表面に記載するときは外見を防ぐが爲め覆ひを設くるの注意を要すと

六、甲地より押送し來れる囚人の所持品にして在監人領置物品の取扱方につき注意すべき要點を指示せられたるが其第三號に就ては同一物品にして地方の異るに依り名稱の異るものあり他縣より押送し來る際送致金品目錄其他の書類に記載せる名稱と押送を受けたる其地方の名稱と

と異るときは一般又は受取監署地方の名稱に改むるは差支なきのみならず寧至當なりとす但し物品の領收證、送致金品目錄、受取監獄の領置品基帳其他の關係諸帳簿書類に其旨を記載し置くの注意を要す

○元警察監獄學校教師を弔慰す

曩に警察監獄學校に於て教鞭を操りたる小藤少佐は征露軍に召集せられ各地に奮戰し終に戰地に於て名譽の戰死を遂けたるより同校卒業生は同氏遺族を弔慰するが爲め各自應分の弔慰金を贈ることゝし各地よりの醵金も略ほ纏りたるを以て不日醵金高の十分の六を同氏遺族に又現に召集中の同校教師たりし西、渡邊兩氏に慰勞金として各十分の二を贈る筈なりと云ふ、因に同醵金は本月末日を以て締切るを以て同日までに東京監獄看守長山本千代楠氏宛送付すへしとなり

○廣島監獄の震災に就て

去六月二日廣島に於ける震災は同地に於ける稀有の厄難にして人畜の被害尠からざりしが就中同監獄に於ては看守一名囚人一名の即死者を生するに至りたるは悽絶悲慘のほど推し測られて同情に堪へざるものあり本會よりも直に慰問及弔辭を發したるが同人社會亦同情の念を表せらるゝもの少らす今同監獄報道に係る震災狀況被害程度及職務に遺れたる看守に對する弔辭等を掲けて參考に供す

看守平松文平君に對する監獄官吏及び裁判官等の厚意

一別項廣島より通報の如く廣島監獄本分監員一同は死亡當時直ちに新調の衣類棺等を寄贈して岡山縣下より來廣したる親屬と共に納棺し遺族に對しては取敢へず弔慰金三十圓を寄贈し六月三日移送の際は廣島停車場まで典獄看守長看守十名會送せり

一他官衙員より寄贈したる弔慰金は左の如し

一金五圓	廣島控訴院長	一瀨勇三郎君	
一金三圓	同院　檢事長	矢野　茂君	
一金一圓五十錢	同地方裁判長	伊藤　景直君	
一金一圓五十錢	同　檢事正	世古祐次郎君	

一金五圓　千葉監獄職員一同
一金三圓　高知監獄同仁會
一金十圓五十七錢五厘　松山監獄職員一同
一金五圓　宮城監獄職員一同

一慰問及び吊詞は左の如し

シンサイノオミマイモウシアゲナホメイヨノフジヤウカンシユヒラマツブンヘイジニタイジイモンカタヨロシクトリハカラヲレタシ

六月二日　監獄協會　小河委員長

典獄五十嵐小彌太殿

ヒラマツカンシユノエンセイチテウス

六月四日　小河委員長

典獄五十嵐小彌太殿

拜啓陳は御繁務中なるに拘はらず御地震災の狀況早速巨細の御報道を辱ふし委細了知致し候斯かる激震なるにも拘はらず多數の囚徒を逸難せしめられしは全く貴官の御指揮宜しきを得る結果なりと雖も押々又御部下諸君の活動與りて力ありしこと、奉遙察候然るに看守平松文平氏は自己の危難を顧みず專心受持囚徒の保護に鞅掌中潰落の梁本に際逼せられ直ちに救出の上充分なる治療を施されしも其効驗なく遂ひに遠逝せられ候趣實に貴官を始め遺族の御身に取り如何計りか御愁傷に被爲入候事と御洞察申上候別紙金五圓也には候得共本分監職員一同追悼の意を表する爲め御霊前へ御手數遺族へ御届方可然御取計被下度御見舞旁得貴意候早々敬具

三十八年六月十八日　畑一岳

宮城監獄

典獄五十嵐小彌太殿

拜啓益々御清穆奉拜賀候陳は貴監獄震災御被害特に慘憺たる死傷者の狀況御報道に接し誠に氣の毒の至りに堪へず候別けて看守平松文平氏は能く其任務を盡し一身を擲牲に供し多數の囚徒等に生命を全ふし得たるは居常貴官御教養の周到なる結果にして當然の義には候得共其の如きは實に近世稀れに見る處の眞官吏たるを失はず永く芳名を監獄の史に載るべきと信ぜられ一同感歎措く能はず候就ては聊さか被害を吊慰せんが爲當監獄友相謀りて香花料金拾圓五十七錢五厘貴官御手元まで御送付致し候間乍御手數靈前へ御供へ被下候得ば本懷の至りに候先は右御依頼申上度如此御座候拜具

松山監獄　柿木原政澄

廣島監獄五十嵐小彌太殿

追て御遺族へも貴官より可然御致聲被下度候也

一遺族は左の如し

岡山縣海津郡牧石村字畑鮎
二千七百五十一番地寡婦
平松銀

明治四年三月十五日生

度御吊詞旁右御依頼申上候敬具

千葉監獄本分監職員總代

六月十三日　典獄高木光久

廣島監獄典獄五十嵐小彌太殿

拜啓貴監震災の狀況を拜承し一層の悲慘を感じ候吾監職員の組織せる全仁會は當時に於ける貴官始め部下各位が事變に際し措置の宜しきを得たるを感謝すると仝時に平松看守の殉難は誠に痛惜の情に堪へず候爰に乍些少別紙を賻呈致し度候に付乍御手數可然御取計相煩はし度此段得貴意候也

高崎監獄仝仁會頭　石井光美

廣島監獄典獄五十嵐小彌太殿

高知監獄職員全般の組織に係る仝仁會は廣島監獄震災の際自己の危難を顧みず管内多數を逸難せしめ遂に不幸にして重傷を負ひ殉難せし看守平松文平君が不廣の事變に際して能く其職責を盡されたる功績の著大にして監獄官吏の龜鑑たる行爲あるを認め乍輕微金三圓を贈呈し恭しく追悼の意を表す

同仁會頭　石井光美

拜啓益々御清穆奉恭賀候陳は過日貴地方非常の震災にて不慮の災害に罹らせられ諸事御多端の義と奉拜察候特に平松看守は自己の危難を顧みず奮つて死地に入り途ひに職務の爲めに斃れられ候段其忠勇義烈なる贊歎の至りに堪へず候旁貴下平素教養薫陶の致す所にして能く感風仕候爰に本分監吏員申合せ些少ながら別紙目録の通り賻呈仕候間御受納被下度候也

長女　さよの　明治廿三年三月十三日生
長男　猛志　明治廿六年八月十五日生
二男　登喜壽　仝　廿九年二月十九日生
二女　靜子　仝三十四年三月廿四日生
三男　京一　仝三十七年二月十五日生

地方通信

當監獄震災の狀況左の通有之候條此段及通知候也

廣島監獄震災狀況

死亡　二名内重禁錮壹年六月囚岡山保太郎は墜落する梁に壓迫せられ即死し其負傷は第十胸推乃至第一腰推迄各推脫臼兼骨折、左下顎隅部擦過傷左下腿前面中央部刺創、看守平松文平は打撲に因する頭蓋底骨折、肺臟破裂脊推離斷の爲め

顏面暗赤色に腫張し眼球は前方に突出し鼻腔及ひ口腔より出血し且つ呼吸に伴ひ泡沫を混せる鮮紅血液を噴出し胸部は前上方第四肋骨以上殊に左側に於て皮下溢血あり背部は第十胸推部に於て背柱の離斷せる等慘憺の狀を極め治療手を盡したるも其効なく中樞痲痺に陷り午後五時絕息したり

二負傷　二十四名內重傷四名輕傷二十名にして內十九名は第十四工場崩壞五名は第十六工場土塀崩壞の爲め負傷したるものにして輕傷者は孰れも打撲又は擦過傷等にして經過良好なりとす而して重輕傷者共總て醫務所に於て相當の治療を施し病監に收容せり

三避難救護　第十四工場崩壞の音響あるや小憩中の受持其他の看守數名駈付けたるに巳に全潰しあり六十九囚は難を避けて其邊に彷徨す輒ち駈け付けたる看守は避難せし六十九囚を指揮し屋根瓦其他を排除して壓迫せられたる受持看守平松文平及ひ巳に死亡したる重禁錮一年六月岡山保太郎外重輕傷者十九名合計廿一名を救出し之を醫務所に運搬適應の治療を施し且つ成年者は第一工場燐寸箱貼工未成年者は監房內に於て網絆工に服役せしむること丶せり

四全潰　第十四工場壹棟（成年蚊帳織未成年小莞莚織、狀袋貼）百十九坪六合六勺

構內土塀五ヶ所　延長八十間

事務室便所渡り廊下　十三間

五半潰　第十三工場壹棟（莞莚織）ノ內六十坪にして此收容人員は比較的傾斜少なき第三、第四工場へ移せり

炊場煙突約二間

六傾斜　工場五棟（全傾斜三百三十四坪一合五勺、半傾斜二棟九十四坪）內第二工場（木工裁縫抄紙桶工竹工）收容人員敎誨場へ移し第五工場（指物燐寸箱貼）收容人員一部を修繕に使して他は第十二工場へ移し外三棟へ支柱を施す等便宜の方法に依り僅に危險を防ぎ其儘收容使役す被服臥具庫一棟　四十九坪八勺

獄用品庫　四十二坪六勺

構內土塀一ヶ所　延長二十間

七小破　諸種の建物概して屋根壁又は戶障子腰板等破損す

八龜裂　監獄前道路及び構內第二課より拘置監に通ずる道路數十間並に囚人監拘置監構內に龜裂を生じ其幅五分乃至一寸にして之が爲め監房土臺石等數ヶ所損害を受く

九利器紛失　第十四工場莞莚工用鑢一挺同溝鑿一挺同木綿鋏八挺蚊帳織工用鉦二本同木綿鋏七挺を失ひ捜索中なり

十囚情　震動第一回は二日午後二時三十五分第二回は同日午後八時第三回は三日午前九時十五分第四回は同三十五分第五回は同午後七時二十五分第六回は同十時三十五分にして第一回は强震其他は微震にして第一回强震の際は一同震駭し爾後餘震を憂ひ一時不安の念を生じたるも漸次微震なりしと一層警戒を嚴にすると同時に懇諭を加へたるを以て囚情漸く平靜に復したり

十一看守の効蹟　遭難の際一同應分の措置をなしたるも就中看守平松文平は第十四工場崩壞に際し自己の危難を顧みず多數の囚徒を場外に避難せしめ其功勞顯著なるを以て一級俸に進め賞與規則に基き金十五圓を賞與せり同人は岡山縣三津郡牧石村大字畑鮎の出身にして同所に於ては土地を有し柔、劍術の敎授を爲しありしが客歲九月慨然として志を立て廣島監獄看守となり平素沈着恪勤にして僚友中に頭角を露はし本月二日午後二時三十五分强震の爲め勤務工場の崩壞するに當り善く多數の囚徒を避難せしめたるも不幸にして墜落する梁木の爲め壓迫せられ重傷を負ひ午後五時遂に死去せり是より先危篤及ひ死去を鄉里に電報せしに翌三日早朝親屬三名出頭せしを以て篤く之を待遇し遺骸引取飯鄉の際は典獄以下數十名廣島停車場迄會送せり

○熊本便り

一、倉庫內に藏置する物品は日月の經過に伴ひて腐朽することあり塵埃堆積して物質を毀損することありて保存に困難少からす之れか傷害を防くには或は乾燥し或は洗滌し或は換氣を充分ならしむる等相當の方法を講するの必要あり殊に

在監人所持品の如き入監當時より臭氣甚しき不潔のもの少からさるに鑑て加へて多數を一室に收納することゝて忽ち汚穢腐敗すること少からす初夏の季節に於て一層其徵候を見るを以て當監獄にては大要左の如き方法を設け取締り稍其効果を見るを得申候

倉庫内に藏置する物品は種類新舊を類別すること

倉庫の掃除は定期臨時の二種とし定期は左の日割に依る但し日曜日に當るときは繰上けとす

一日　八日　十六日　二十四日

定期掃除は監獄傭夫を使役し第二課に於て配役の手續をなし臨時掃除は主務の課所に於て臨時掃除夫の請求をなす

一、當監獄出獄者保護に就ては今尚諸彦の賞賛に價すへきものなく赧顏の至に候目下保護者二名の處昨今一名は何れに參りしや消息を傳へす或は逃亡せしものなるかと存候一名は職業は陸軍用達人の下働きをなし極めて實直に精勵致居候

（横濱）看守長　諏訪善太郎
（水戸）同　伊集院藤七
（三池）同　高橋修二郎
（堀川）同　伊藤俊光
（橫濱）通譯　關萬藏　　通

給四級俸

（橫濱）看守長　小澤千代藏
（橫濱）同　肥後正彦
（秋田）同　瀨谷兵馬
（秋田）同　岡部安憲
（福井）同　岡長造　（給七級俸）
（勝所）同　國分萬次郎

給五級俸

（岐阜）看守長　佐藤集
（松山）同　武田虎次郎
（橫濱）同　向島巖之助
（勝所）同　山川定
（東京）同　波邊武太
（十勝）同　大沼安吉
（勝所）同　前川德太郎
（富山）同　鈴木門平
（廣島）同　山崎千吉

給六級俸

（秋田）看守長　杉本雄太郎
（廣島）同　春村纘平
（網走）同　毛利藤二
（新潟）同　高井玉藏
（福島）同　柾谷種吉
（高知）同　村上熊雄

各　通

各　通

各　通

各

第十八卷　第八號　叙任辭令

一人に要する一月の諸費は三圓五十錢位榮代も監獄と大差なく一日約一錢二三厘に仕賄致候取締及監視人各一名つゝを置き專ら被保護者の取締をなさしめ且傍ら豚、鷄、山羊等を飼ひ經費の幾分を資けしむることに候豚二頭は八頭の子を有し鷄は牝牡六羽山羊五頭に御座候現在の狀況にては稍設備ありて之れに伴ふ効果を得さるを自白せさるへからす明年度よりは其筋よりも幾分か費用の補助を裕かならしむることゝ承り候に就ては一層の奮勵を以て此事業に竭し刷新を加へんことを期し申候

叙任辭令

（網走）看守物江甚八
網走監獄詰ヲ命ス

任看守長給九級俸
（安濃津）看守前田多市
安濃津監獄詰ヲ命ス

任看守長給十級俸
（安濃津）同　川益長
安濃津監獄詰ヲ命ス

（京都）看守長　鈴木忠藏
青森監獄青森分監長ヲ命ス

任看守長給七級俸
松江監獄詰ヲ命ス

任看守長給九級俸
（佐賀）看守田中文次郎
佐賀監獄詰ヲ命ス

（盛岡）同　佐藤彦治
（靜岡）同　福地安
（富山）同　藤田久
（市谷）同　近藤直定
（金澤）同　中橋政吉
（巢鴨）同　不動藤太郎
（十勝）同　吉野直矢
（巢鴨）同　津之地佐一郎
（新潟）同　清原勉喜
（熊本）同　岩城富作

（德島）看守長　寺澤政郎
（靜岡）同　篠原德二郎
（三池）同　永吉鹿太郎
（福島）同　小林萬吉
（福島）同　河地幸作
（松山）同　山崎栢太郎
（大阪）同　堀正浩
（廣島）同　鄂司幸壽千
（前橋）同　沼井二郎
（高知）同　小崎伊織
（勝所）同　澤田宗兵衛
（青森）同　篠森賢造
（岐阜）同　和田清太郎
（佐賀）同　蒲原儀一郎
（長野）同　川上里司
（福島）同　杉浦結城
（沖縄）同　松本林太郎
（盛岡）同　荒川金六

叙任辭令

（長崎）同　矢内金勝
（岡山）同　永盛徹
（鳥取）同　箕島文太郎
（大阪）同　村田惟正

給九級俸

（名古屋）同　永田勝次郎
（名古屋）同　渋水卯三郎

各

（堀川）同　塚谷佩次郎
（大分）同　田中武一

通

（大阪）同　岡田文藏
（大阪）同　清家林秤

給十級俸

（巢鴨）同　大西次夫
（巢鴨）同　奥井太郎
（網走）同　津田茂貴
（三池）同　蓬尾福藏
（安濃津）通譯　淺生久次郎

（新潟）同　熊倉秀二郎
（新潟）同　高野直四郎
（千葉）同　島崎健

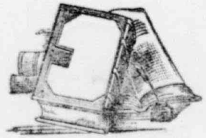
（松江）同　大山喜藏
（佐賀）同　古川竹一
（佐賀）同　力武竹一
（福井）同　荒木善太郎
（熊本）同　檜原孝照

給八級俸

（和歌山）看守長　長東鵜吉
（膳所）同　中西鐵次郎
（宮崎）同　日高新
（甲府）同　種田源太郎
（長崎）同　豐島一二
（秋田）同　神保重五郎
（甲府）同　曾篠滝藏
（沖繩）同　原田純清
（佐賀）同　犬塚晃彦
（鹿兒島）同　鎌田政邦
（靜岡）同　岩田惣太郎
（和歌山）同　淺間德三郎
（水戸）同　久野常松

（浦和）看守長　鈴木礒一

（浦和）看守　鈴木礒一



印南於菟吉著

歐米近世監獄制度

菊判假製本
約千貳百頁

◎第一卷　獨逸聯邦ノ部……（本年九月刊行）
◎第二卷　墺太利瑞西、和蘭、丁抹、那威、英國及加那太領ノ部……（本年十一月刊行）
◎第三卷　佛蘭西、伊太利、白耳義ノ部……（明治三十九年一月刊行）
◎第四卷　北米合衆國及墨其古ノ部……（明治三十九年三月刊行）
◎刊行ヲ四回ニ分ケ各卷大凡三百頁宛トス

◎全　壹　冊　定價金壹圓五拾錢
◎豫約金拂込ハ　豫約實費金壹圓貳拾錢
◎送　料ハ　本年九月ヨリ明治三十九年二月迄毎月金貳拾錢宛トス
◎遞　送　開封、小包郵便、鐵道便、船便等ノ實費ヲ申受ク
◎申込期限ハ　本年九月十日トス（期限後ハ定價ニ復ス）
◎送　金ハ　郵便又ハ銀行爲換ヲ以テ磯村政富宛發行所へ拂込ノ事

著者本書に序して曰く
將來我國の監獄事業に對し如何に改善發達せしむべきやは吾も人も希望する所にして此希望や決して一時の投機心若くば架空の臆說に依て遂行し得らるゝものに非ず必ずや根基を廣く世界斯道

の經驗に求め先輩の手に成れる立案制度等苦心の跡を探らざる可からず此點に於て我國に在ては幸か不幸か知らねど文明の曙光遲く照らしたるが爲めに彼の先輩の覆へるに鑑みて成効を襲ぎ彼れ歐米の所長を採つて我の所得と爲し得べき便宜の地位に在り予曾て新進文明の先驅たる北米に遊び彼我監獄の優劣を見ては私かに此感を抱き以て多少自ら慰籍する所ありたりき外遊の際獨り北米監獄の狀態のみならず進んでは歐洲諸國の狀態をも研究せんとするの念熾んに勃起し傍ら彼の地諸先輩に就て先づ以て其の歐洲の制度の如何を研究する所ありたり殊に予の感を深ふしたる所以のものは北米に在ては流石新進國の監獄狀態は既に幾多巡遊者の報告と且英譯書籍の刊行とに依り覩するものありて一面歐洲諸國の監獄狀態は既に幾多巡遊者の報告と且英譯書籍の刊行とに依り覩しく彼等の間に諒解せられ嘗に以て諒解せられたるのみならず優長なりと信じたるものは直に以て之を實行するに客かならざる狀況は眞に監獄改良事業の競爭的なるを目睹し北米の斯業に對して一頭地を抽んずる所以の偶然ならざるを認識せしめたり而して予自身に在ては意外にも彼の諸先輩に親しく巡視せしめたるが爲めに歐洲諸國監獄制度の研究も捗取り今は既に激勵せられ駑鈍を顧みず指導せられたるが爲めに歐洲諸國監獄制度の研究も捗取り今は固より予の慽みとする所なりと雖も而も亦多少予の研究の結果を茲に公刊して廣く世の諸先輩に示すの機會を得たるは喜悦の情に堪へざる所とす

本書の目的内容は(一)廣く各文明國に於ける監獄及感化院の實際的管理方法及事實の蒐集を主とし(二)我邦實務家をして容易に理解せしむるの便に供せんが爲めに各國事務規程を飜譯し(三)各個の特別問題比較の便を得せしめんか爲めに一定の樣式に依り之を排列し且併せて我國監獄事務の比較品評を下し(四)諸國實況の異同を辨別し易からしめ而して斯の如くして(五)行刑上又は犯罪豫防上傾嚮の赴く勢の在る所を察して其の原因を探るを得べく終には(六)我國實務の改善進歩を促成せんとするの徽意に外ならず智者は他人の經驗に依て自己の智を擴め愚者は獨り自己の經驗のみを恃みて遲疑其の成効の如何を危ふむ本書の價値如何に至ては更に他の贊言を要せざるべし廣く會員諸君の瀏覽を請ひ看守敎習用の參考と爲し或は實務改良の一助に供せられんことを希ふ

明治三十八年八月　東京市四谷區愛住町二番地（電話特番町二十一番）

發行所　監獄協會出版部　東京書院　磯村政富

明治宗教界の大寶典

佛教聖典

文學博士　南條文雄師　共編
文學博士　前田慧雲師

全一冊　縱五寸横三寸五分　假名附　總振假名　全編
敎上製總革綴　函入　紙質　五百八十頁
並特製定價金壹圓貳拾錢
定價金六拾五錢　郵稅各金八錢

各宗共通の聖典にして釋尊一代の聖訓、佛敎全般の精神、收めて此一卷にあり

本文は **序篇、信仰篇、行爲篇、敎理篇** の四に分ち章を分つこと十一、節を分つこと三十九、懇ろに **敎徒の信仰行爲** を指導す **附錄** には釋尊傳、佛敎史概要、佛敎傳播地圖、禮讃文有り僧侶信徒の寶典たるは云ふまでも無く **一般の人士** 是非一讀せざる可からざるの聖典なり

東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　發行所　三省堂書店
東京市京橋區本湊町十三番地　發行人兼編輯人　磯村政富
印刷所　印刷人　磯村兌眞

明治三十八年八月二十日　發行
印刷所　東京市京橋區本湊町十三番地　印刷人　磯村兌眞

會費	送付方	
肩書 番地	宛名	振込 局名
東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員　藤澤正啓	神田一ッ橋通郵便局